

平成20年度

# 国の施策に関する提案書

平成19年7月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、  
次のとおり提案いたしますので、平成20年度国庫予算  
編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮  
を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

## 中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成

# 目 次

第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保.....	1
------------------------------	---

## 地方行財政関係

1 地方分権・規制改革の推進.....	4
2 地方拠点都市地域の整備促進.....	6
3 高度情報化の推進.....	7
4 中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の充実強化.....	9
5 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定.....	12
6 岩国基地沖合移設の促進.....	13
7 竹島の領土権の早期確立.....	14
8 日本海における漁業秩序の確立.....	15
9 国民保護のための体制整備.....	16

## 農林水産・商工関係

10 地域農林水産業の振興.....	18
11 食の安全・安心対策の推進.....	22
12 資源エネルギー対策の推進.....	25
13 商工会・商工会議所の合併の促進.....	27

## 国土交通関係

14 道路事業の推進.....	28
15 本州四国連絡橋通行料金の引下げ.....	30
16 港湾整備事業の推進.....	31
17 災害対策の推進.....	33
18 総合的な水資源対策の推進.....	35
19 地方交通機関の整備.....	37

## 社会・文教・環境保全関係

20 少子化対策，男女共同参画社会形成，若年者雇用対策の推進.....	39
21 青少年を取り巻く環境浄化対策の推進.....	41
22 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の充実.....	43
23 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化.....	44
24 保健・医療・福祉の充実及び介護保険制度の円滑な運営.....	46
25 医療制度改革への対応及び地域医療の確保等.....	49

26	障害者自立支援法の円滑な施行.....	53
27	学校教育の充実.....	56
28	地方国立大学の持続的発展及び国立大学法人運営費交付金の確保等.....	58
29	地域文化の振興及び文化財保護の推進.....	59
30	環境及び水質保全対策の推進.....	60
31	循環型社会構築に向けた廃棄物減量化・再生利用及び適正処理の推進.....	65
32	くらしの安全対策の推進.....	67

## 国際交流関係

33	国際交流・国際協力の推進.....	68
34	地方空港整備の促進.....	70

## 別表 1

国庫補助負担金の交付金化に伴う問題点.....	別表1-1
-------------------------	-------

## 別表 2

地方分権・規制改革の推進に係る具体的な提案事例 .....	別表2-1
-------------------------------	-------

# 第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保

(内閣府，総務省，財務省)

## 【提案の要旨】

- 1 「地方にできることは地方が担う」という原則の下，国と地方の役割分担を見直し，一体的な権限・事務・税財源の移譲を行うこと。
- 2 国による関与，義務付けや国庫補助金を廃止・縮小し，関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより，国と地方の二重行政を解消すること。
- 3 地方税財源の充実強化と偏在是正を図ること。
- 4 地方交付税の総額確保と機能堅持を図ること。

## 【提案の理由】

安倍内閣では，「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下，地方分権改革の推進を最重要課題の一つとして位置付けている。

昨年12月8日には「地方分権改革推進法」が成立し，本年4月からは「地方分権改革推進委員会」において，議論が本格化するなど，第二期地方分権改革に向けた動きが加速しているところである。

真の地方分権を確立するためには，国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で，その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって，地方の自治体経営における自主性，自立性を確保することが不可欠であり，我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念の下，途半ばにある地方分権改革を一体的に推進し，かつ早期に実現する必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し，基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的，自立的な行財政運営を行えるよう，地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

### 2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国と地方の役割分担の見直しに沿って，国と地方の二重行政を解消し，国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

(1) 国から地方への事務・権限の移譲

(2) 国の過剰な関与，義務付け，枠付けの廃止・縮小

(3) 国の地方支分部局等の廃止・縮小

### 3 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「(仮)地方行財政会議」を法律によって設置すること。

また、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力すること。

### 4 国庫補助負担金の改革

- (1) 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、地方から国へ提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金の廃止(一般財源化)などを行うこと。

なお、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源に含め一般財源として措置すること。

- (2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。

〔具体的な問題点の例：巻末別表1のとおり〕

- (3) 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止すること。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことからこれを早急に廃止すること。

### 5 地方税の充実強化と偏在是正

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税財源が確保されるよう、抜本的な税体系の見直しを行うこと。

- (1) 基幹税である消費税などにより国から地方へ税源を移譲し、国税と地方税の割合をまずは5対5とすること。
- (2) 地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。
- (3) 「ふるさと納税制度」については、具体的な仕組みを検討した上で、適切に導入すること。

### 6 地方交付税の総額確保と機能堅持

- (1) 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきでなく、平成20年度の予算編成に当たっては、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を確実に確保すること。

- (2) 景気対策や政策減税、財政対策等により、国が過去に約束した地方債の元利償還金等に対する交付税措置については、確実に履行すること。また、交付税を政策誘

導の手段として利用することは、縮小・廃止すること。

- ( 3 ) 本年度から導入される新型交付税については、配分額の変動によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないようにすること。

また、条件不利地域等の特別な財政需要に対する配慮については、経過的な措置でなく、継続した十分な措置を講じること。

- ( 4 ) 地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方共有税」に変更するとともに、国の裁量により一方的に削減されることのないよう国の特別会計に直接繰り入れを行うこと。

# 地方行財政関係

## 1 地方分権・規制改革の推進

(内閣府, 総務省, 財務省)

### 【提案の要旨】

- 1 真の地方自治を実現するため, 更なる地方分権及び行政改革を推進すること。
- 2 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合においては, 地方の意見に十分に配慮すること。
- 3 合併後の市町村の行財政運営及び市町村建設計画が着実に実施されるよう財源措置を確実に講じるとともに, 合併により規模・能力の拡大した基礎自治体に対する権限移譲が促進されるよう移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。

### 【提案の理由】

真の地方自治を実現するためには, 国と地方公共団体との役割分担を見直したうえで地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充することが不可欠であり, 地方公共団体がその役割分担にふさわしい事務事業を自己決定・自己責任のもと実施できるよう, 国から地方公共団体への更なる権限・財源の移譲を進めるとともに, 国が地方公共団体に影響を及ぼす法令を制定・改廃など行う場合において, 地方公共団体の意見を十分に反映できる仕組みが重要である。

また, 合併後の市町村が, 地域の総合的な行政主体として, 高度化する行政事務に的確に対処していくためには, 合併市町村等への財政措置をより一層確実なものとするとともに, 住民に身近な行政を自立的に担えるよう, その規模・能力に応じた権限・財源を移譲していくことが不可欠である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 実効ある地方分権の推進

- (1) 地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充し, 基礎自治体と都道府県がそれぞれの役割分担に応じて自主的・自立的な行財政運営を行えるよう法令による必置規制や基準, 手続き上の関与などを縮小・廃止するとともに, 国から地方公共団体への権限移譲を進めていくこと。

〔具体的な提案事例: 巻末別表2のとおり〕

- (2) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃, 施策の決定等に当たっては, 地



方公共団体の意見を十分に反映できるよう、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保証すること。

## 2 規制改革の推進

法令等による国の民間等に対する許認可などの規制について、その自主的な活動を促し、地方公共団体における民間開放及び住民サービス向上を促進する観点から、規制改革を一層推進すること。

## 3 市町村合併への支援

- (1) 合併を行った市町村については、合併後の行財政運営や県と市町村が実施する合併支援道路整備などの市町村建設計画事業に支障を来さないよう、合併特例債等の確実な配分、合併算定替の確実な実施、起債償還金の地方交付税措置及び合併市町村補助金の確保など、真に市町村が必要とする財源措置を引き続き確実に講じること。
- (2) 市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体が、住民に身近な行政サービスやまちづくりに密接に関連する事務事業などを自ら実施できるよう、県から基礎自治体への事務事業の移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。  
〔具体的な提案事例：巻末別表2のとおり〕

## 2 地方拠点都市地域の整備促進

(総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 産業業務施設の要件を緩和すること。
- 2 過度集積地域の東京23区以外の地域への拡大など税制上の特別措置を拡充すること。

### 【提案の理由】

地方の自立的な成長と国土の均衡ある発展に資するため、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、都市機能の増進及び居住環境の向上を目指した地方の発展拠点となる地域として、平成5年2月以来、全国85地域が「地方拠点都市地域」に指定され、施設等整備の促進が図られている。

景気回復が続く中、企業の設備投資の増加を受け、中国地方においても、工場の新設等が増加しているものの、この法律の規定する産業業務施設（事務所、研究所）の過度集積地域から拠点地区への移転や新增設の動きはほとんどない状況である。

産業業務施設に一部工場の併設を認めるなど、要件の緩和・拡充を行うことで、各地域がこの制度を活用し、拠点地区への産業業務施設の集積を促進することができる。

### 【提案の具体的内容】

- 1 産業業務施設は、「営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所」とされているが、事務所や研究所などの管理・中枢機能のみを地方に移転する事例がないことから、事務所及び研究所に併設される工場もその対象とするなど、法令を改正すること。
- 2 過度集積地域は、「東京都の特別区の存する区域」とされているが、東京都23区に本社等を有する企業のみ限定すると対象企業数が限られることから、これを東京都特別区以外にも拡大し、他の地域から拠点地区に産業業務施設を移転又は新增設する場合も含めるなど、法令を改正すること。

### 3 高度情報化の推進

(総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，警察庁)

#### 【提案の要旨】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進を支援すること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策を充実させること。
- 4 電子自治体を推進すること。
- 5 高度道路交通システム（ITS）を整備促進すること。
- 6 ユビキタス社会を実現するため，新技術の研究開発等の諸施策を積極的に推進すること。
- 7 電気通信事業において地域格差が生じないよう適切な対策を講じること。
- 8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進を図ること。

#### 【提案の理由】

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには，世界的規模で進展するIT革命に適切に対応し，情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し，生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。国においては，「IT新改革戦略」に基づき，条件不利地域におけるインターネットの普及推進などに積極的に取り組んでいるところであるが，地理的情報格差の是正をはじめ地域情報化推進を図るため，情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

#### 【提案の具体的内容】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充  
中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため，地方公共団体が行う地域情報化への取組に対する支援措置を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援  
情報通信格差是正のため，条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策の充実  
携帯電話不感地域解消の促進，事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については，市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め，地域の実情に応じて実施できるようにするとともに，移動通信用鉄塔施設整備事業の採択要件を緩和すること。また，無線システム普及支援事業の補助対象範囲の拡充など，事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

#### 4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を図るため、セキュリティ対策や人材の育成等の一層の推進に努めるとともに、「IT新改革戦略」に掲げるオンライン利用率の向上に向けて、電子申請の利用に当たり障害となっている要因を軽減するための取組の充実を図ること。

また、公的個人認証サービスについては、普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進するとともに、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、制度が定着するまでの間、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

#### 5 充実したIT Sの整備促進

地方自治体が行うIT S施設整備について、国による技術指導及び所要の財源の確保を図ること。

#### 6 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地方の研究開発・普及拠点を充実するなど、全国的な展開を促進するための施策を推進すること。

#### 7 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている通信サービスについて、IT国家の基盤として、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

#### 8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

テレビは社会の基幹メディアであることから、国策として行われている地上テレビジョン放送のデジタル化の推進に当たっては、アナログ放送が終了する2011年までに、中山間地域等においても受信不能地域が発生することがないように、国の責任において、放送事業者等に対する必要な指導を行うことも含め、十分な対策を講じること。

また、テレビ難視聴地域におけるNHK受信用に設置している共同受信施設のデジタル放送対応については、NHKに対して改修整備計画が確実に推進されるよう適切な指導と対策を講ずること。併せて、その他の共同受信施設についても、施設改修への支援措置の拡充など、住民や自治体に過大な負担がかからないよう方策を講じること。

さらに、生活保護受給者等経済的弱者に対する受信対応策について、関係機関と連携を図りながら対応すること。その際、地方自治体に財政的・人的な負担を求めないこと。

## 4 中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の充実強化

(総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，  
林野庁，経済産業省，国土交通省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 中山間地域の存在意義を国家ビジョンに明確に位置づけること。
- 2 国における総合的な中山間地域対策を推進すること。

### 【提案の理由】

中山間地域は，引き続き人口減少・高齢化の進展や農林水産業など地域産業の低迷により厳しい状況にある。一方，都市部において，青少年犯罪や悪質金融の問題等，従来では考えられないことが社会問題化するとともに，経済・景気情勢の地域間格差が顕著になるなど，中山間地域と都市部の双方が課題を抱えている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が，こうした課題を解決しながら，真に豊かな国家としてあり続けるためには，都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し，各地域が自らの特性を活かしつつ，健全にバランスよく発展していくことが必要である。

そのためには，自然の中に生きている「生命」，その恵を頂くことを生業とした「生産」，そして営みとしての「生活」の三つの「生」が渾然一体としてある中山間地域の存在意義を国家レベルの視点から認知し，法律や国土形成計画の中で明確に位置づけ，国民共通の価値基準を創出する必要がある。その上で，都市部と中山間地域双方の課題解決を図るため，都市部の諸課題の解決に向けて都市再生基本方針のもと関係省庁が協力して取り組んでいるのと併せ，中山間地域の活性化についても国における総合的な施策を推進することが必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 中山間地域の存在意義を明確に位置づけた国土形成計画の策定

食料の供給や水源のかん養，国土・自然環境の保全，安らぎや癒しを提供する地域としてのみならず，都市部が失ってしまった日本の伝統文化が今なお息づく中山間地域の存在意義と総合的な中山間地域対策の必要性について，本年中頃を目途に決定される予定の「全国計画」に，明確に位置づけること。

#### 2 総合的な中山間地域施策の推進

中山間地域の概念を統一し，省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに，中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

##### (1) 財政支援の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから，特性に応じた事業が実施できるよ

う、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

(2) 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと国民的な運動として進めること。

(3) 産業振興施策の充実・強化

地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を充実・強化すること。

企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

(4) 日常生活利便機能の確保

住民参加型の事業体の設立支援

衰退する地域商業など日常生活利便機能を維持するためには、地域住民が主体となった取組が不可欠であり、NPOや市民事業団体など、住民参加型の事業体の設立を促進するための支援措置を講じること。

(5) 地域資源管理保全対策の充実・強化

野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の著しい増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣により被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を確立し、実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

### 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

#### (6) 中山間地域等直接支払制度の意義・役割の堅持と財源の確保

「食料・農業・農村基本法」において、中山間地域振興の柱として導入された中山間地域等直接支払制度の意義・役割の堅持とともに、本制度の円滑な推進が図られるよう、所要の財源を確保すること。

## 5 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

(内閣府，総務省，農林水産省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

平成21年度末が失効期限となる現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し，引き続き総合的な対策を推進すること。

### 【提案の理由】

過疎地域は，豊かな自然や歴史・文化を有する地域である。また，食料の供給，水源のかん養，国土・自然環境の保全，癒しの場の提供，地球温暖化の防止等の多面的な機能を担う国民共通の財産であり，国民の心のよりどころとなる資産として，未来の世代に引き継いでいく必要がある。

しかしながら，若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行，地域産業の衰退による地域格差の拡大，医師不足やいわゆる限界集落の増加などの新たな問題の発生により，地域の社会機能の維持が困難となる地域が拡大しつつあるので，新たな法律を制定し，引き続き，総合的な対策を講じる必要がある。

### 【提案の具体的内容】

過疎地域のもつ多様性と豊かな資源を維持・活用し都市部と相互に補完・共生する関係を構築することが，真に豊かな国土の形成につながることから，今後の過疎対策については，過疎地域の基盤整備のみではなく都市部との連携など，ハード・ソフト両面からの総合的な対策の検討を進める必要がある。

しかしながら，現行の過疎地域自立促進特別措置法は，平成21年度末に失効期限を迎えるが，その後の見通しの目途がたっていない状況である。

このため，国においては早急に新たな法律の制定に向け，全国的な規模での議論を進めるための体制を構築し，合併による市町村の広域化，国全体が人口減少・高齢化社会に突入するなかでの新たな視点からの過疎対策の在り方などの諸課題について，省庁横断的な取組により抜本的な検討を進めること。



## 6 岩国基地沖合移設の促進

(総務省，財務省，防衛省，防衛施設庁)

### 【提案の要旨】

航空機騒音など諸障害の緩和と安全性の向上を目的として，平成 8 年度からスタートした岩国基地沖合移設事業の促進と関連対策の一層の推進・充実を図ること。

### 【提案の理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには，基地に起因する航空機騒音等の諸問題を改善する必要がある。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 岩国基地沖合移設の促進

工事の早期完成を図るため，事業計画に沿って計画的に事業を実施すること。

また，基地用地の一部の提供区域からの除外及び基地内施設の集約・移転の促進を図ること。

#### 2 騒音その他の公害防止対策の推進

基地沖合移設の実現までには，なお相当の年月を要するため，住宅防音工事対象区域の拡大など航空機騒音等基地に起因する諸障害の改善に引き続き最大限の努力をすること。

#### 3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について，交付資産の範囲を拡大し，固定資産税相当額を交付するとともに，国有財産価格の評価替えの期間を，固定資産課税台帳価格の評価替え期間と同様の 3 年ごととすること。

また，調整交付金について，所要の財源措置を図ること。

## 7 竹島の領土権の早期確立

(内閣官房，総務省，外務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ，次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して，厳重なる抗議を重ねるとともに，国際司法裁判所における解決も含め，領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても，竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

2 北方領土と同様に，国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。この組織を中心に，「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより，国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。

3 学校教育において，竹島問題が積極的に扱われるよう，学習指導要領において竹島を取り上げること。

### 【提案の理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも，島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし，韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し，排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上，最近では，竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また，日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが，竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家，国民にとって基本的な問題であり，国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず，このような韓国側の度重なる動きは，我が国の国民感情を逆なでするものであり，極めて遺憾である。

また，外交交渉を進める背景として，竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに，その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて，全国の小学生，中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは国民世論の喚起の上で，極めて重要であると考えている。

## 8 日本海における漁業秩序の確立

(外務省，農林水産省，水産庁，国土交通省，海上保安庁)

### 【提案の要旨】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域から，韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の操業によりわが国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともに，バイかご，アナゴ筒，ズワイガニかご漁業の違反操業を根絶すること。
- 2 日韓暫定水域における日韓による共同の資源管理体制の早期構築を図ること。
- 3 韓国漁船による違反操業や資源悪化により，わが国漁業者が被る不利益への対策を図ること。また，自ら資源回復に取り組む漁業者の経営の安定を支援すること。

### 【提案の理由】

新日韓漁業協定の締結により，日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが，韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠，操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに，違反操業も後を絶たず，我が国漁船は漁具被害，水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方，日韓暫定水域においては，韓国漁船の事実上の占拠状態が続き，我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており，我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに，資源の悪化を招いている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域において，韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠，我が国漁船への操業妨害等により，わが国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じること。
- 2 排他的経済水域の境界線が画定するまでの間，両国政府の責任のもとで，日韓暫定水域の資源管理，操業ルールを確立し，日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。
- 3 我が国の領海，排他的経済水域における海上保安庁，水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。
- 4 新日韓漁業協定関連特別基金による日韓対策事業については，平成19年度末で終了予定であるが，韓国漁船等の違反操業や投棄漁具は継続して確認されているため，同事業の期間を延長するとともに，自ら資源回復に取り組む漁業者等への支援を強化すること。

## 9 国民保護のための体制整備

(内閣官房, 内閣府, 消防庁)

### 【提案の要旨】

- 1 国民保護に必要な経費については, 平時有事を問わず, 国の責任で財政的措置を行うこと。
- 2 国民保護訓練の積極的推進と, それに必要な財政的支援と技術的支援を実施すること。
- 3 国民保護について, 国民への普及啓発活動を積極的に実施すること。

### 【提案の理由】

国においては, 武力攻撃事態対処法をはじめとする有事関連法が成立し, 都道府県においても国民保護計画が完成し, 有事に備える基本的な法体制が整った。我が国が武力攻撃事態に至った場合には, 国民の理解と協力のもと, 国・地方が相互に協力して国民の保護のために対処することが肝要である。

このため, 国民保護について, 適切に対処措置が実施できるよう, 平時の取組に要する経費についても, 国が責任をもって措置することを明確にする必要がある。

また, 自然災害と違い訓練を通じてのみしか体制づくりやその検証ができないため, 訓練を通じた運用面及び組織面での体制づくりが必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 国民保護への財政支援

武力攻撃事態等は, 国家全体の問題であり, 国として必要なものは負担すべきである。このため, 地方公共団体の平時の取組(訓練, 事務, 調査, 資機材整備等)についても, 財政的な支援をすること。

#### 2 国民保護訓練の積極的推進とその支援

##### (1) 共同訓練の積極的推進

国と地方公共団体の共同訓練の積極的推進と訓練への指定(地方)行政機関及び自衛隊などの積極的参加を図ること。

##### (2) 国民保護訓練への財政的支援

地方公共団体の実施する全ての国民保護訓練について財政的支援を実施すること。

##### (3) 国民保護訓練への技術的支援

地方公共団体の訓練実施の負担を軽減するための支援と国民保護に従事する職員養成のための専門的研修を実施すること。

#### 3 国民への普及啓発

住民(外国人を含む)が自ら知っておくべき国民保護知識の啓発及び個人防護措置

について、情報を提供するなどその普及を図ること。

また、国民保護措置の実施において、住民の自発的協力は、大変重要である。特に、消防団、自主防災組織及び自治会などは主要な役割を果たすことが期待される。このため、国においてもこれら活動に対して、平素から積極的な支援を行うこと。

# 農林水産・商工関係

## 10 地域農林水産業の振興

(総務省，外務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，  
農林水産省，林野庁，経済産業省，国土交通省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 食料の安定供給の確保と農業の持つ多面的機能を発揮するため農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。
- 2 WTO新ラウンドにおける農業交渉に当たっては，農産物の貿易に関する新たな国際ルール確立に向けて，食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など，我が国の考え方を積極的に主張すること。  
経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉においても，我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。  
また，引き続き国民に情報提供を行い，国民の理解の下で交渉を進めること。
- 3 国による関与・義務付けを廃止・縮小すること。
- 4 「森林・林業基本計画」・「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」に基づく施策を推進し，森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図ること。
- 5 農薬のポジティブリスト制度における一律基準を見直し農薬ごとに適正な基準を設定するとともに，シジミにおける早急な基準値設定及びシジミ採捕漁業者に対する損失補てん制度を創設すること。

### 【提案の理由】

農業を取り巻く環境は，近年の米の生産調整の拡大，農産物価格の低迷，担い手の減少，高齢化等厳しい課題に直面している。

このような環境の中で，農産物の安定的な供給を確保するため，農地の保全はもとより生産基盤・生活環境を整備し，21世紀の活力ある農業を構築することが大きな課題となっている。

国は地方分権の推進や農政改革の方向に沿った補助金改革の一環として，事務手続きの大幅な軽減及び地域の取組の自由度の拡大を目的として，補助金から交付金への切り替えを進めている。また，農地・水・環境保全向上対策など地域レベルで任意団体（協議会）を設立のうえ，交付金を県を經由せずに団体へ直接交付するという施策が増えている。交付金化により，事業間流用は可能となったものの地方の裁量は少なく，従来の補助金に比べ申請等の事務はむしろ複雑化している。また，担い手の育成をはじめする農

業の生産対策は地域において主体的・総合的に実施することが効果的であるにもかかわらず、国が直接関与する仕組みが続けられている。

また、近年における木材価格の大幅な低落等、林業経営を取り巻く環境が一段と悪化する中で、国民の森林に対する期待は、木材生産を主体とした機能から、水源かん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の重視へと変化しており、国民の生命・財産を守る重要な役割を担っている森林を健全な姿で将来の世代に引き継いでいくことが重要な課題となっている。

次に、農薬のポジティブリスト制度については、消費者の食の安全・安心を確保する枠組みとしては一定の評価ができるものと考えられるが、国内外で残留基準が設定されていない農薬に対して設定された一律基準（0.01ppm）は、国際的な許容量や諸外国の設定状況を参考に一律に設定されたもので、農薬ごとの特性を評価して設定された値ではない。

そのため、昨年の秋以降、シジミへの残留農薬が一律基準を超過する事例が発生し、全国的にも問題となっている。鳥取県、島根県ではシジミの出荷を自主規制するなどの対応を行ったが、漁業者の自助努力では回避できない想定外の損失が発生するなど、漁業者の経営的不安が増大している。

このことは、ポジティブリスト制度において国が定めた合理性に乏しい一律基準に起因していることによるものであり、制度を制定した国が責任をもって対応し解決すべき課題であると考えられる。

## 【提案の具体的内容】

### 1 農政改革の推進

平成17年3月に閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」に示された施策の着実な推進を図ること。また、経営所得安定対策等大綱において、「品目横断的経営安定対策」とともに平成19年度から導入された「農地・水・環境保全向上対策」については、本対策の定着に向けて地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

### 2 WTO交渉及び経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉

(1) 今後のWTO交渉においては、「農業の多面的機能の発揮」、「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。

特に、重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

また、過去に行われた輸入自由化の影響等を踏まえ、輸入農産物が国内需給や価格に悪影響を与え、国内農業を圧迫しないように、総合的な対策を講じること。

生鮮野菜等についても、農産物の特性を踏まえ、輸入急増等の事態に機動的・効果的に対応できるよう適切にセーフガードの措置を講じること。

(2) 今後の経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉においても、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。

### 3 米政策改革の推進

(1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が米政策改革の推進によって衰退することがないように、効率的な農産物の供給機能以外の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、更には農村の振興に配慮した措置を講じること。

(2) 平成19年度以降の米の需給調整(数量配分)の実施に当たっては、農業者・農業者団体等の意向や地域の実態を踏まえた、客観的かつ簡素で公平な配分方法にすること。

(3) 大豆、麦等の本格的な生産を進めるため、実需者ニーズに対応した品質と湿田等のほ場条件等にも対応した栽培適性を有する新しい優良品種の開発・普及を早急に進めること。

(4) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する支援を継続するほか、テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象とするなど、的を絞った効果的な普及啓発を推進すること。

### 4 農業農村整備事業の促進

(1) 農業の構造改革を加速化する観点から、ほ場整備、かんがい排水、畑地帯総合整備、農道整備などの農業生産基盤整備事業の促進について格段の措置を講じるとともに、近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

特に、中山間地域等における高付加価値型農業等を展開するため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的整備を進めるとともに、地方負担に対する所要の財源を措置すること。

(2) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農道整備・農業集落排水・中山間地域総合整備事業等の農村地域の生活基盤整備事業の促進に格段の配慮をするとともに、「ふるさと農道緊急整備事業」の制度を平成20年度以降も継続すること。

### 5 新たな担い手の確保・育成

新規就農者に対する就農開始当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の育成確保のための施策の一層の充実を図ること。

また、「品目横断的経営安定対策」に係る「過去の生産実績に基づく支払」に相当する対策については、将来、品目横断的経営安定対策の中で対応できるよう考慮すること。さらに、集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化するとともに、地域の実態に合わせた柔軟な対応を認めること。

### 6 家畜飼料の国内自給率の向上



濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と、自給飼料の増産を積極的に進めること。

#### 7 国による関与・義務付けの廃止・縮小

国庫補助負担金改革に当たっては地方が真に主体的に事業を実施できるように、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図るとともに、国が直接実施したり団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に沿わない事業を創設しないこと。

#### 8 森林整備に対する財源還元システムの構築と不在村所有森林対策の充実

(1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。

(2) 林地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進と不在村森林所有者の森林整備を推進する制度の創設を図ること。

#### 9 公的造林事業の推進

中国地方における林業は、賃金をはじめ経営諸経費の増嵩、林業の採算性が低下するなど極めて厳しい状況にあり、一般林家を中心に経営意欲の減退を来たしている。

一方、森林整備法人等による公的造林事業についても、その大部分が融資で賄われ元金償還に要する資金さえも借換金で対応せざるを得ないのが現状である。

については、森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、農林漁業金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。また、森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の事業展開を支援する制度の創設を行うこと。

#### 10 松くい虫防除事業の促進

松くい虫被害については、鋭意防除対策に努力し、年々減少してきているが、依然として終息状態には至っていない。このため、森林の機能低下が顕在化するとともに景観を損なうものとなっており、その対策は緊要の課題である。

については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するため、所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

#### 11 ポジティブリスト制度の見直し等

(1) 残留農薬のポジティブリスト制度の一律基準の対象となった農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。

(2) 特に、シジミの問題解決に向けて魚介類における基準値設定を早急に行うこと。

(3) また、漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により漁業被害を生じた場合に、漁業者を救済するための損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

## 11 食の安全・安心対策の推進

(内閣府，厚生労働省，農林水産省)

### 【提案の要旨】

消費者の視点に立ち，食の安全と安心を確保するため，食品安全行政の見直しを推進すること。

特に，牛海綿状脳症（BSE）対策のため，牛肉等の安全確保措置を講じるとともに，高病原性鳥インフルエンザのまん延防止及びヒトへの感染を予防するための迅速な措置を講ずること。

### 【提案の理由】

#### 1 消費者行政の推進

食品に係る法令には，JAS法，食品衛生法，景品表示法等多岐にわたり，行政としての整合性が十分に図られていない。

輸入食品の安全確保については，特に検疫所での検査が重要であり，国においても体制整備が進められているが，国内流通品から違反が発見されるなど十分とはいえない現状である。

消費者の食に対する信頼を回復するため，消費者の視点に立ち，消費者保護の観点から，食の安全と安心が確保されるよう監視体制の強化・充実に努める必要がある。

#### 2 牛海綿状脳症（BSE）対策の推進

平成13年9月10日に国内で初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生し，同年10月18日からと畜される牛の全頭についてスクリーニング検査をしているところである。しかし，非定型BSEや21ヶ月齢の若い牛のBSE発生や，更には，アメリカでのBSE発生など，消費者の牛肉に対する不安感は完全に払拭されていないため，早期の原因究明が必要である。

また，国は食品安全委員会の21ヶ月齢以上の牛を検査対象とする答申を受け，全頭検査を緩和したが，国は消費者の不安感を解消するため，科学的知見に基づいた説得力のある説明を積極的に行う必要がある。

さらに，現在，米国産牛肉の輸入が再開されているが，貿易条件を遵守していることを証する衛生証明書がない牛肉やソーセージが確認されるなど，消費者の信頼を大きく損ねていることから，輸入時の検査体制の強化などが必要である。

また，現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが，消費者の安心を得るためには，十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図るとともに，外食等で提供されている全ての牛肉についても，消費者が国産・外国産（原産国）を選択できる仕組みが必要である。

#### 3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

高病原性鳥インフルエンザのように極めて伝播力が強く、迅速な対応が要求される家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病のまん延防止はもちろんのこと、国民の健康を守り、食の安心・安全に対する不安を払拭するための措置を講じることが必要である。

## 【提案の具体的内容】

### 1 消費者行政の推進

- (1) 食品表示に関する規定はJAS法、食品衛生法、景品表示法及び不正競争防止法と多岐に及び、法令により用語や定義が異なる表示項目、表示方法について、表示を見る消費者や表示を行う業者の立場に立って、早急に整合性の確保を図ること。
- (2) 消費者にわかりやすく信頼される表示制度を実現し、生産から流通販売まで一貫した不正を見逃さない監視体制を整備すること。なお、トレーサビリティシステムの導入に当たっては、地方公共団体や生産者、流通販売関係者などに過度の負担が生じないよう国の責任において構築すること。
- (3) 検疫所における検査体制をさらに充実強化すること。

### 2 牛海綿状脳症(BSE)対策の推進

#### (1) 発生原因の早期解明について

消費者及び生産農家の不安を解消し、効果的な対策を打ち出すため、BSEの発生原因を早期に解明すること。

#### (2) 牛肉の安全性の確保体制への継続支援について

食肉衛生検査所で実施するBSE全頭検査に対する財政支援について、継続して実施すること。

#### (3) 死亡牛全頭検査について

BSE検査経費や検査後の処理に係る経費について、地域の実態を十分踏まえ、これらの経費が新たな農家負担につながらないよう財源確保を図ること。

#### (4) 確認検査体制の整備について

牛海綿状脳症の確認検査は、全国各地の国の機関で速やかな対応ができるよう体制を整備すること。

#### (5) 米国牛肉の月齢緩和問題について

現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るため、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図ること。

#### (6) 安心の確保対策について

国内のBSE対策の見直し、及び外国(アメリカ、カナダ)からの牛肉の輸入条件の見直しに際しては、国民の安心を確保する観点から、十分な情報提供及びリスクコミュニケーションを実施すること。

国産・米国産の区別を明確にするため全ての料理提供業者等が、国産・外国産(原産国)の区別や素材の内容が確認でき、消費者が安心して選択できるような

仕組みを国の責任において構築すること。

### 3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

#### (1) まん延防止及びヒトへの感染予防対策について

高病原性鳥インフルエンザの発生原因及び感染ルートの早期解明を図るとともに適切なまん延防止対策を講じること。

精度の高い迅速な高病原性鳥インフルエンザの診断方法を開発すること。

ヒトへの感染を予防するため高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザワクチン等の研究開発を行うこと。

#### (2) 風評被害の防止について

風評被害防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。

## 12 資源エネルギー対策の推進

(内閣府, 財務省, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 原子力発電については, 国民的な合意形成のもとに, 一層の安全対策の確保に配慮すること。
- 2 電源立地地域の一層の振興を図るため, 更なる電源三法交付金制度の見直しを図ること。
- 3 石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題に的確に対応するため地域における新エネルギー開発利用の促進を図ること。

### 【提案の理由】

国においては, 国民生活の安定と経済活動にとって極めて重要なエネルギーの安定供給に鋭意取り組まれており, 自治体としてもこのような国のエネルギー基本政策を理解し, 協力してきているところである。こうした中で, 今後は従来にも増して地球環境問題にも的確に対処しながら, 長期的視点に立った総合的な資源エネルギー対策を推進することが必要である。しかしながら, 原子力発電については平成14年8月に発覚した事業者による自主点検作業記録改ざん等の不正問題をはじめ, 平成16年8月に起きた美浜発電所3号機事故, さらには, 平成18年11月の国の点検指示により明らかになったデータ改ざんや事故隠し等は, 原子力発電所等の安全性はもとより, 国の安全規制に対する信頼を根本的に揺るがす極めて重大な問題である。

このため, 今後原子力施設の安全確保はもとより, 原子力に関する透明性の確保, 積極的な情報公開など, 国民の信頼回復に取り組み, 国民的な合意形成に向けた住民理解の促進や一層の安全対策の強化を図るとともに, 更には立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が必要不可欠である。

原油価格の高騰など昨今の厳しいエネルギー情勢を踏まえたエネルギーの安定供給の確保や, 地球温暖化対策等の環境保全の重要性が一層高まっており, 再生可能なクリーンエネルギーである新エネルギー等についても, さらに開発利用の促進を図る必要がある。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 原子力発電所に係る安全対策の推進

国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制のもとに, 次の事項について原子力発電所に係る安全対策の推進を図ること。

- (1) 核燃料サイクルを含む原子力政策のあり方について, 公正中立な情報の提供や徹底した情報公開, 立地地域等でのシンポジウムの開催等により, 国が前面に出た十分な説明責任を果たし, 政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなどの民主化

を図り、政策に国民の意見を反映できる仕組みづくりを進めること。

- (2) 原子力発電所の安全性、信頼性を確立するため、事業者の安全管理や品質保証活動が充実・強化されるよう指導し、国の安全審査や評価体制が適切に機能するよう、安全審査の充実や審査内容の情報公開に積極的に取り組むこと。
- (3) 新たな耐震審査指針に基づき、厳正かつ速やかに既設の原子力発電所の耐震安全評価を行い、必要に応じ、事業者に対する対策の指示を行われたい。
- (4) 原子力発電所の事故防止や再発防止、更には高経年化の対応のため、原子力施設全体にわたって国自らが安全を確保するという観点から、検査項目、検査方法など、検査全般にわたって充実強化を図ること。
- (5) 核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努められたい。

また、プルサーマル計画については、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処すること。

## 2 電源三法交付金制度の充実強化

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

- (1) 交付単価の引き上げや交付期間の延長等を図ること。
- (2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

## 3 地域における新エネルギー等の開発利用の促進

石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題への的確な対応を促進するため、地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに、技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

とりわけ、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の水力発電に関する適用範囲について、現在、出力1,000kW以下となっている対象範囲を5,000kW以下に拡大すること。

## 13 商工会・商工会議所の合併の促進

(経済産業省，中小企業庁)

### 【提案の要旨】

小規模企業者のニーズの高度化・多様化等の環境変化に対応するため，商工会・商工会議所の合併を促進するための環境整備を図ること。

### 【提案の理由】

社会経済環境の変化に伴い，商工会・商工会議所には，小規模企業者の支援機関としての基礎的・地域密着型の事業のみならず，経営革新・創業支援などの新たな政策課題について専門的，広域的な対応が求められており，また，経済圏の広域化や市町村合併の進展などにより，「地域の総合的経済団体」としての商工会・商工会議所の存立基盤も大きく変化しつつある。

こうした中，商工会・商工会議所については，地域の商工業の実情に応じた広域的な連携協力体制の整備や組織再編（合併）によりその機能強化を図っていくことが必要である。

### 【提案の具体的内容】

- 1 商工会・商工会議所の合併に係る法制面の整備
  - (1) 商工会と商工会議所の合併に関する法的整備を行うこと。
  - (2) 商工会法に合併特例措置（役員定数及び任期等）を設けること。
- 2 商工会議所法に係る許認可権を都道府県に移譲すること。

# 国土交通関係

## 14 道路事業の推進

(内閣官房, 総務省, 財務省, 国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 計画期間満了を迎える現行の社会資本整備重点計画について地方の実情に合わせた改訂を行うとともに, その着実な推進及び財源確保による計画的な道路整備を図ること。
- 2 国土の骨格を形成する高速道路については, 新直轄方式, 有料道路方式並びに高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等, あらゆる方法を用いて, 早期に整備を図ること。また, スマートインターチェンジ設置に向けた社会実験を継続するとともに本格導入を図り, 整備を促進すること。
- 3 高速道路を補完する地域高規格道路, 国道, 地方道の整備促進を図ること。
- 4 直轄国道の整備・管理については, 地方の負担を実質的になくすこと。
- 5 環境に配慮した安心・安全で災害に強く, 誰にでも使いやすい道路の一層の整備促進を図ること。
- 6 道路特定財源の見直しに当たっては, 地方が真に必要とする道路整備を, 平成19年中に作成する中期的な計画に余すことなく盛り込むとともに, 地方の声や道路整備の実情を十分配慮し, 遅れている地方へ配分割合を高めるなど, 地方が主体的かつ着実に取り組めるよう道路整備に係る財源の充実及び安定的な確保を図ること。

### 【提案の理由】

道路は, 国民生活の向上, 経済社会の発展に不可欠な, 最も基本的な社会基盤であるが, その整備はいまだ不十分な状態にあり, 今後活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するため, 更に緊急かつ計画的な道路整備が切望されている。

さらに, すべての道路の根幹となる高速道路については, 「地方の自立ある発展」の実現はもとより, 救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であり, 広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであるが, その整備はいまだ不十分な状態にある。高速道路の早期整備を図るため, 新直轄方式, 有料道路方式及び高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等あらゆる手法を用いて着実に進めるべきである。

道路特定財源の見直しに当たっては, 昨年12月8日に閣議決定された「道路特定財



源の見直しに関する具体策」により、高速道路をはじめ、都市部における環状道路の整備や中山間地の生活道路など、地方が真に必要とする道路整備を、平成19年中に作成する中期的な計画に余すことなく盛り込むとともに、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、遅れている地方の道路へ配分割合を高めるなど、地方が主体的かつ着実に取り組めるよう道路整備に係る財源の充実及び安定的な確保を図るべきである。

#### 【提案の具体的内容】

- 1 平成19年度末までを計画期間とする現行の社会資本整備重点計画については、地域間格差の拡大をはじめとする現在の社会経済情勢や地方の実情に合わせた改定を行うこと。  
また、その推進に当たっては、地方の意見を反映させるとともに、必要な財源を確保すること。特に、平成20年度予算における道路整備については、十分な予算額を確保し、地方の道路整備を計画的に進めること。
- 2 高規格幹線道路網を構成する高速道路は、新直轄方式、有料道路方式及び高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等、あらゆる方式を用いて、早期に整備を図ること。  
特に、山陰自動車道については、未事業化区間を早期に事業化すること。また、中国横断自動車道など事業中の高速道路についても、一層の事業促進と供用開始時期の前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること。  
また、高速道路の利用を促進し地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジ設置に向けた社会実験を継続するとともに本格導入を図り、整備を促進すること。
- 3 高速道路を補完する地域高規格道路、国道、さらには地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。
- 4 直轄国道は、国民生活の基礎であり、地方の経済発展にも必要不可欠であることから、今後とも国において整備管理するとともに、これに伴う地方公共団体の負担を実質的になくすこと。
- 5 安心して住める国土を実現し、よりよい生活環境を確保するため、より安全で、災害に強く、高齢者や障害者にも使いやすい道路の整備を一層促進するとともに、道路の整備に当たっては環境や景観に十分配慮すること。
- 6 道路特定財源の見直しに当たっては、昨年12月8日に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」により、地方が真に必要とする道路整備を、平成19年中に作成する中期的な計画に余すことなく盛り込むとともに、引き続き、道路が果たす役割、地方における道路整備の遅れという現状を踏まえ、地方においても真に必要な道路整備の促進が図られるように、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、その整備を地方がより主体的かつ着実に進められるよう、道路整備に係る財源の充実及び安定的な確保を図ること。

## 15 本州四国連絡橋通行料金の引下げ

(内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 本州四国連絡橋の通行料金について, 大幅な引下げを実現すること。
- 2 様々な割引制度を導入するなど, 積極的に利用促進に取り組むこと。
- 3 ETC割引制度を拡充すること。
- 4 地方負担については, 適切な財源措置を講じること。

### 【提案の理由】

本州四国連絡道路は, 近畿・中国・四国の高速道路を相互に連結する高規格幹線道路であり, 四国の離島性を解消するとともに, 本州と四国にわたる広域的な経済社会の発展に資する国家プロジェクトとして, 重要な国土政策に位置づけられてきたものであるが, 通行料金の高さから利用はまだまだ十分とは言えない状況である。

本四道路の通行料金は, 平成15年7月から10%引き下げられたが, 基本料金からの料金引下げは, 地方の追加負担により実施することとされており, 地方負担のあり方や割引率については不満が残るところである。

一昨年の本州四国連絡橋公団の民営化以来, 新たな企画割引の導入等が行われ, 利用者数の増加に結びついたところであるが, 今後も, 利用促進のため, 様々な割引制度の導入が求められる。

また, ETC割引については, 西日本高速道路株式会社等と同様の制度に拡充し, 利便性の向上を図る必要がある。

さらに, 厳しい地方財政状況に配慮し, 地方公共団体の負担とならないよう適切な財源措置を講ずる必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 通行料金の大幅な引下げを実現すること。
- 2 様々な割引制度を導入するなど, 積極的に利用促進に取り組むこと。
- 3 西日本高速道路株式会社等と同様の制度となるようETC割引制度を拡充すること。
- 4 地方負担については, 地方公共団体の負担とならないよう適切な財源措置を講じること。

## 16 港湾整備事業の推進

(総務省, 財務省, 国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 緊急かつ円滑な港湾整備の推進に必要な財源を措置すること。
- 2 特定重要港湾や重要港湾だけでなく, 地域の生活を支える地方港湾についても, 整備充実を図ること。
- 3 既存の港湾施設の維持修繕に係る財源措置を行うこと。特に国有施設については, 国が一定の責任を果たすこと。
- 4 港湾の保安対策に係る適切な措置を講じること。

### 【提案の理由】

港湾は, 地域の振興, 地域経済の活性化を図り, 国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり, 近年の船舶の大型化に的確に対応し, モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど, 物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図っていく必要がある。

また, 美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして, 住民が海に親しみを覚え, うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて, 災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。

このためには, 港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

更に, 国際的港湾保安対策の要請の高まりから, 港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 特定重要港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域との競争や連携が進展する中で中国地方産業の国際競争力を強化するとともに, 都市の再生, 循環型社会の構築を通じて, より良い暮らしの実現を図る観点から, 緊急かつ円滑な港湾整備の推進が計画的に図られるよう財源措置を行うこと。

#### 2 地方港湾の整備充実

生活関連施設の色彩が強い地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾の基本施設にあっては, 早期整備が必要であることから国の公共事業予算の配分基準の見直しを行うなど, 積極的な財源措置を行うこと。

#### 3 維持修繕事業の充実

(1) 既存の港湾施設の適切な機能発揮や最有効活用という観点から, 維持修繕に必要

な財源措置を行うこと。

(2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、建設主体であり、施設所有者である国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

(3) 維持管理計画策定に必要な支援策を講じること。

#### 4 港湾の保安対策の充実・強化

平成14年12月のIMO（国際海事機関）における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策の的確な実施に向けて、港湾管理者の負担を軽減する観点から、適切な措置を講じること。

## 17 災害対策の推進

(内閣官房,内閣府,総務省,消防庁,財務省,厚生労働省,  
農林水産省,林野庁,水産庁,国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 治水・高潮対策を推進すること。
- 2 総合的な土砂災害対策を推進すること。
- 3 地震等大規模災害対策を推進すること。
- 4 被災者に対する支援制度の充実を図ること。

### 【提案の理由】

災害に対して安全で安心できる国土をつくることは、安定した国民生活に不可欠である。

中国地方ではその自然的、社会的条件から、平成18年の台風13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。

このため抜本的な治水・高潮対策の推進が必要である。

また、平成11年6月末の中国地方を中心とした集中豪雨による土砂災害では、災害時要援護者関連施設に対する土砂災害防止対策の重点取組、土砂災害関連情報の住民への伝達体制整備等の警戒避難体制の確立などについての重要性が改めて認識されたところである。

このような背景の下、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されたところであり、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

さらに「東南海・南海地震」の発生が懸念される中、国においては、阪神・淡路大震災を踏まえた、防災基本計画や防災業務計画の改訂が進められているが、中国地方の各県においても災害に強いまちづくりの推進や地震災害発生後の効果的な応急対策の実施などの観点から、地域防災計画の見直しを行ない、各種防災対策事業の充実を図る必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 治水・高潮対策の推進

(1) 国民の生命と財産を守り，豊かで安心できる国土を形成するため，「社会資本整備重点計画」に基づき，治水事業が強力に推進されるよう，財源の確保を図ること。

### 2 土砂災害対策の推進

(1) 国民の生命と財産を守り，豊かで安心できる国土を形成するため，砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施に向けた財源の確保を行うこと。

(2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき，「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行なうため，引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと。

### 3 地震災害対策の推進

(1) 地震等大規模災害に強い国土構造の構築を図るため，災害時に代替機能を果たすことのできる交通基盤として，地方における道路，空港，港湾の整備・充実を図るとともに道路管理用の情報ネットワーク設備を利用した災害時の緊急情報通信ネットワークの整備を図ること。

(2) 地震発生直後における広域のかつ総合的な支援体制の早期確立を図るための全国的な防災情報通信ネットワークシステムの整備及び災害時における緊急通報回線の確保を行なうとともに，防災通信ネットワークの新設・再整備等，県・市町村が整備する防災通信ネットワークに必要な財源を措置すること。

(3) 県・市町村が行う防災対策事業が円滑に推進できるよう，地震防災行政を総合的かつ強力に進めるとともに，地方における総合的な広域応援体制の確立に向けた取組に対する支援策の充実を図ること。

### 4 被災者に対する支援制度の充実

被災者の支援及び被災地の速やかな復興のため，「被災者生活再建支援法」に基づく支援金支給の適用要件の更なる緩和等，必要な改正を行うこと。

また，災害援護資金，生活福祉資金及び母子・寡婦福祉資金の融資限度額の増額，償還期間・据置期間の延長及び貸付利率の引下げを行うこと。

## 18 総合的な水資源対策の推進

(総務省，厚生労働省，農林水産省，林野庁，経済産業省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 水源地域対策の強化を図ること。
- 2 上水道事業に係る財政措置の改善・充実を図ること。
- 3 工業用水道事業の経営基盤強化のための措置を講じること。

### 【提案の理由】

近年，全国的に頻発する渇水被害に対応するためには，水資源の開発による用水の確保が，国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

しかしながら，水資源の開発は，長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため，利水事業者は，常に先行投資を行うことを要求されるとともに，利水施設の完成後においては，多くの場合，未売水の保有，水原価の高騰等の事態に直面している。

特に，工業用水道事業においては，用水需要の低迷等により経営環境は極めて厳しい状況下に置かれている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 ダム建設の促進
- 2 水源地域対策の強化
  - (1) 水源地域対策の円滑な推進を図るため，水源地域対策特別措置法による整備事業メニューの拡大・改善を図ること。
  - (2) 補助ダムにおける生活再建対策に必要な財源を措置すること。
- 3 上水道事業に係る財政措置の改善・充実

長期的な上水道整備への支援及び上水道事業高料金対策の充実を図るとともに，老朽化した既存水道施設の建設改良，更新に対する必要な財源の確保を図ること。
- 4 工業用水道事業の経営基盤強化のための措置

「当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として，財源措置を伴う一般会計繰出制度の創設を図ること。
- 5 地方債制度の改善・充実

高金利企業債に対する借換債制度を拡充するとともに，平成19年度からの公的資金の補償金なしの繰上償還については，幅広い事業者が対象となるよう条件を設定すること。
- 6 工業用水道事業の料金制度の改善

料金原価へ適正な事業報酬を算入するとともに，基準料金の見直し等を図ること。

## 7 県境を越える上下流連携による水源林整備への支援

流域全体による水源林整備のため，地方財政措置の拡充等による財源確保対策を講じるとともに，下流域に立地する企業等が負担する水源林整備費に対する税制上の優遇措置など，複数県にまたがる上下流の連携を促進する新たな制度を創設すること。



## 19 地方交通機関の整備

(総務省，財務省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 地方における公共交通機関の整備について，適切な指導を行うとともに所要の財源措置を講じること。
- 2 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現と，その段階的整備のためのフリーゲージトレインの早期導入を図ること。
- 3 山陰地方と京阪神，北九州を結ぶ山陰新幹線の早期実現を図ること。
- 4 コミューター航空の推進に関する特別措置法を整備することなどにより航空機燃料税など公租公課を減免すること。
- 5 機材購入などに対する助成制度を創設すること。
- 6 地方自治体が行う通勤航空事業者への運航費補助に対する地方交付税措置を図ること。

### 【提案の理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は，地域住民の安定した生活の場を確保し，定住条件を確立するのみならず，国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また，中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレインの段階的整備等高速鉄道網の整備は，中国地方のみならず四国を含めた新たな経済文化圏を形成し，活力を高めるために必要である。

加えて，山陰新幹線の実現は，中国地方北部一円を環日本海経済圏の正員とならしめ，路線地域活性の大きな起爆剤となるものである。

中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るためには，総合的な高速鉄道網の整備が必要である。

また，主要都市間の交流を促進し，また，高速交通空白地帯におけるハイモビリティを確保する手段として，通勤航空ネットワークの形成は緊要の課題となっている。

現在，中国地方においては，それぞれの地域の創意と工夫により，都市間通勤航空ネットワークの形成に努めているところであるが，通勤航空事業は，採算性等厳しい状況におかれており，運航が廃止された路線もある。

このような中，通勤航空事業の経営の安定と通勤航空路線の拡充が必要不可欠である。

### 【提案の具体的内容】

- 1 JR在来線の輸送力の増強  
(1) JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上に対する指導及び支援を行

うこと。

( 2 ) 地方公共団体の費用負担について、地方財政上の支援措置の拡充を図ること。

## 2 JR 地方交通線の維持存続

JR 線については、分割民営化時に所要の政策措置が講じられたことなどの経緯を踏まえ、完全民営化後においても引き続き、JR 地方交通線の維持存続、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

とりわけ余部鉄橋の定時性確保対策に対する助成制度、地方財政制度を創設すること。

## 3 地域の実情に応じた生活交通の確保

地方公共団体が、国庫補助制度の対象とならない地方バス路線の維持または地域に適した効率的な公共交通確保のための取組を行う場合、適切な支援を講ずること。

また、住民の生活交通の確保のため、市町村が自主的な判断で行っている交通事業について、国の許認可等の規制を廃止し、市町村の自治事務として位置づけること。

## 4 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

鉄道軌道近代化設備整備を促進するとともに、近代化及び安全対策ともに所要の財源を確保すること。

## 5 離島航路の維持

( 1 ) 標準欠損額算定に用いる標準賃率・単価等の改善及び離島航路の維持に必要な財源を確保すること。

( 2 ) 地方公共団体補助分に係る地方交付税措置の充実を図ること。

# 社会・文教・環境保全関係

## 20 少子化対策，男女共同参画社会形成，若年者雇用対策の推進

(内閣府，文部科学省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 男女共同参画社会の形成に向けて，国民各層のコンセンサスづくりや普及啓発の一層の促進を図ること。
- 2 次世代育成支援のための国民運動を推進すること。
- 3 仕事と育児を両立することができるよう，地域における子育て支援のための施策及び企業の取組促進に向けた施策の一層の充実を図ること。
- 4 出産・育児のための負担軽減の措置を講じること。
- 5 児童虐待防止対策の充実を図ること。
- 6 教育費の負担軽減のため，奨学金制度の一層の充実を図ること。
- 7 都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するにあたり，若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

### 【提案の理由】

少子・高齢化，国際化，高度情報化の急速な進展，国内経済活動の成熟化，価値観の多様化，ライフスタイルの変化など，社会経済情勢が大きく変化する中，将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには，男女が対等なパートナーとして社会に貢献し，責任を分かち合う男女共同参画社会を形成していくことが重要な課題となっている。

とりわけ，最近の出生率の低下は，人口の高齢化に一層の拍車をかけ，長期的には社会経済全般への影響が懸念されるところである。

少子化対策は，法制度や行財政制度など，地方自治体のみでは対処できない課題を有しており，国を挙げて取り組むべき問題である。

こうした中，「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ，国・地方公共団体・事業者が一体となった取組を図るための総合的，計画的な対策を一層推進していく必要がある。

また，児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い児童養護施設，児童相談所等での取扱件数が増加しており，体制の強化等を図る必要がある。

景気回復とともに雇用情勢は全体として改善傾向にあるが，依然として多数存在するフリーターの増加等の問題の解決を図っていくためには，フリーターの常用雇用化に向けた取組を引き続き継続していく必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 次世代育成支援のための国民運動の推進

社会全体で子どもを生み育てることの意義・素晴らしさを共有し、あらゆる主体の参加と連携により子育てを応援するための機運の醸成が図られるよう、国を挙げて意識啓発を推進すること。

### 2 地域の子育て支援のための施策の充実

(1) 低年齢児保育の拡大や延長保育、一時保育等保育施策の一層の充実を図るとともに、幼稚園と保育所の連携に向けた取組を促進すること。

(2) 保育所等の子育て支援拠点施設としての機能の充実、保育所の職員配置基準の改善等、制度の拡充を図るとともに、放課後児童健全育成施策の一層の充実を図ること。

(3) 中山間地域や離島地域などのへき地において幼児や児童生徒の実情に応じた多機能な子育て支援を促進するため、十分な財源確保を図るとともに、小規模なへき地保育所に対する採択基準を緩和すること。

### 3 両立支援に係る企業の取組促進に向けた施策の充実

(1) 一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲を拡大するとともに、子育てしやすい職場環境づくりのための誘導策の充実を図ること。

(2) 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置などの支援策の充実を図ること。

### 4 出産・育児のための負担軽減の措置

(1) 支給対象年齢及び支給額の拡充、国と地方の負担区分の見直しなど児童手当制度全体の見直しを図るとともに、保育料の負担軽減、不妊に対する支援、税制上の優遇措置など、出産・育児支援のための新たな措置を講じること。

(2) 医療保険制度における乳幼児に対する自己負担の軽減及び対象年齢を拡大し、保護者の経済的負担を軽減すること。

### 5 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止法の施行による児童養護施設への入所児童の増加に伴いきめ細やかなケアが必要になっており、現行の施設職員の配置では対応できないため、配置基準等を見直しを行うこと。

(2) 児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所及び市町村の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させること。

### 6 教育費の負担軽減

教育費について保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金制度の一層の充実を図ること。

7 国が策定した「若者・自立挑戦プラン」に位置づけられている若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）については、若年者の就業支援に効果があることから、引き続き、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

## 21 青少年を取り巻く環境浄化対策の推進

(内閣府，総務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

- 1 青少年の健全育成を図るため、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」に基づき，関係機関・団体や国民を巻き込んだ運動を展開すること。
- 2 テレビやインターネットなどの情報メディアに含まれる有害情報から青少年を守るため，業界団体に対し自主的な取組を一層強く要請するとともに，実効性のある自主規制を促す取組を推進すること。
- 3 メディア情報が青少年の感情や行動に与える影響に鑑み，各種メディアを活用する際のモラルやマナーの重要性に対する認識を深め，青少年のメディア・リテラシーの向上を図るため，学校教育のみならず家庭教育での早急な取組を図ること。

### 【提案の理由】

青少年が日常生活において接するテレビなどの各種メディア情報は，青少年の知識や理解力を高め，情操を育むなど有用なものが多い反面，性的な描写や暴力・残虐表現などの映像が，発達途上にある青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり，性的な逸脱行動や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。

また，インターネットの急速な普及などに伴い，このような有害情報等に触れる機会が増大することにより，青少年による事件が多発するとともに，利用者同士によるトラブルが増加するなど，早急な対応が求められている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 青少年を取り巻く環境浄化の推進については、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」に基づく国，地方公共団体，関係機関・団体の取組にとどまるのではなく，有害情報に関する苦情や意見，相談の取扱システムを早急に整備し，広く国民の関心を高めるなど，多くの国民が参加する運動となるよう，積極的に取り組むこと。
- 2 青少年を取り巻く環境の一層の整備を図るため，各種メディア業界団体に対し，青少年に配慮したメディア放送等の自主的な取組を一層強く要請するとともに，有害情報に対するラベリングやフィルタリングの状況，年齢確認の実施状況及び苦情処理の状況について報告を求め，広く国民に周知を図ること。

その上で，その実効性を検証し，取組に消極的な団体や効果の上がらない団体等に対し，自主的に改善措置を図られるよう，働きかけること。

併せて，メディアに含まれる有害情報について，法規制の導入を検討すること。

- 3 各種メディアを活用する際のモラルやマナーの重要性に対する認識を高め，青少年のメディア・リテラシーの向上を図るため，青少年を取り巻く環境の整備に関する調

査研究等の結果の活用などにより，その方策を国において早急に示すこと。

特に，学校，家庭，地域の連携・協働による情報モラル教育の一層の充実を図るため，青少年の発達段階に応じた体系的なマニュアルの整備や児童生徒・教員・保護者向けの学習システムの開発などを行うこと。

## 22 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の充実

（内閣府，厚生労働省）

### 【提案の要旨】

- 1 DV被害者の自立支援策が，自治体によって大きな差異が生じないように，一定の施策水準の確保を行うこと。
- 2 DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。

### 【提案の理由】

近年，DV被害者相談が急速に増加してきており，迅速かつ広域的に対応できる体制を推進していくことは極めて重要な課題となっている。DV対応は，広域的な対応が必要であるとともに，基本的人権を確保する上で生活保護制度と同様に国レベルでの統一した基準を設け，ナショナルミニマムを確保する必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 DV被害者の自立支援策が，自治体によって大きな差異が生じないように，一定の施策水準の確保を行うこと。
- 2 DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。
- 3 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を有する婦人相談所等における職員の配置基準の見直しなど，十分な相談・保護・自立支援体制を図ることができるよう一層の支援強化を行うこと。
- 4 加害者更生に向けたプログラムの作成を早急に行い，再発防止及び未然防止に努めること。
- 5 暴力を容認しない社会意識の形成推進を図ること。

## 23 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(財務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実すること。

### 【提案の理由】

原子爆弾被爆者は，被爆後62年を経過した今日においても，社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進む中でひとり暮らしや寝たきりなど介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており，被爆者対策には解決すべき多くの問題が残されている。

### 【提案の具体的内容】

原子爆弾被爆者に対する次の保健医療福祉事業の充実を図ること。在外被爆者の援護を推進すること。

#### 1 被爆者に対する諸手当支給制度等の拡充強化

被爆者が原子爆弾の特異性により，社会的・医学的・精神的に特別な状態に置かれている実情にかんがみ原子爆弾小頭症患者の生活実態に即した支援について特段の配慮をするとともに，広島・長崎の各県市が独自に実施している各種援護事業についても必要な財源措置を講じること。

#### 2 在宅被爆者等援護対策の拡充強化

被爆者の高齢化に伴い，ひとり暮らしや寝たきりなど，日常生活に介護を要する被爆者が増加しており，在宅被爆者に対する援護の充実が求められているため，原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業及び訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃するとともに，介護保険利用助成に係る地方負担について改善すること。

#### 3 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は，被爆の影響により，がんなどの疾病の発生率が高く，また，高齢化が進んでいるため，健康診断の内容を更に充実するとともに，健康診断費の改善を図るとともに，診断内容について，老人保健法による基本健康調査と同様とするなど，他制度との整合性を図ること。

#### 4 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院，原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は，その特殊性から人的・物的負担が多く，経営に困難を来しているため，運営費を充実するとともに，施設整備に必要な財源措置を講じること。



## 5 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性にかんがみ、被爆者医療に係る地方公共団体の負担が解消されるよう、制度上、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じる等の配慮をすること。

さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について必要な人件費を負担すること。

## 6 原爆症認定問題の早期解決

原爆症の認定については、各地で却下処分の取り消しを求める訴訟が提起され、現在も審理されているところではあるが、被爆者の高齢化が一層進み、健康障害に苦しむ被爆者が多いことから、被爆者援護法の趣旨を踏まえ、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を図ること。

## 7 在外被爆者の援護の推進

在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう、渡日しなくても被爆者健康手帳の申請が行えるようにすることなど現地の実情に即した制度の見直しを行うこと。

また、在外被爆者への被爆者健康手帳の交付などは、都道府県・市の本来の業務の範囲を超えていることから、国の責任で、国が直接事業を実施する体制の整備を図ること。

当面、在外被爆者支援事業を都道府県・市への委託事業として実施する場合、必要な人件費を負担すること。

## 24 保健・医療・福祉の充実及び介護保険制度の円滑な運営

(総務省，財務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 高齢化の急速な進展を踏まえ，認知症高齢者対策の拡充など保健・医療・福祉対策の一層の充実及び高齢者の社会参画の促進を図ること。
- 2 「健康日本21」の目標を達成するため，健康づくりを総合的に支援する措置を講じるとともに，生活習慣病予防対策を効果的に推進するため必要な環境整備を行うこと。
- 3 新たな介護保険制度の安定的な運営を図るため，必要な財源の確保等の措置を講ずること。

### 【提案の理由】

急速な少子・高齢化の進行，あるいは生活習慣病の増加等疾病構造の変化等を背景に，認知症や寝たきりなど要介護者の増加，社会保障負担の増大等が深刻な社会問題となっ  
てきている中で，すべての人が健康で安心して暮らせるいきいきとした健康・福祉社会  
を実現するためには，介護保険制度の円滑な運営，認知症高齢者対策の充実が必要であ  
る。

一方，団塊の世代の高齢化による高齢者の急激な増加を目前にして，中山間地域が大  
半を占める中国地方では，高齢者の8割強を占める健康な高齢者が地域社会を支える役  
割を積極的に担うシステムづくりの必要性が高い。

また，国においては，いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した  
国民健康づくり運動（健康日本21）を，平成12年度から推進されているが，この運  
動の目標を達成するためには，国・地方を通じ，行政や民間等多様な実施主体の連携に  
よる健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は，医療費適正化の推進について，生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付  
けているが，地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進，疾病予防対策を推進で  
きるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

介護保険制度については，平成18年4月1日に制度改正が行われたが，国の財政措  
置及び介護サービス提供基盤の整備等の残された課題への対応が必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる21世紀にあっては，高齢者を豊かな能力と意欲を持つ  
者としてとらえ，生涯を通じ，地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要が  
ある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を含めた中高年からの健康づくりや社会参画のしくみづくりについての省庁横断的な具体的対策を掲げた、次期「高齢社会対策大綱」を策定すること。

## 2 認知症高齢者対策の確立

深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発生予防や治療に関する調査研究を積極的に推進すること。

## 3 保健・医療・福祉サービス提供体制の確保

(1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

(2) 保健医療技術者の安定的確保のため、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。

(3) 社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の養成及び資質向上対策を充実し、その安定的確保及び定着を図ること。

(4) 急性期、回復期、維持期を通じて切れ目のないリハビリテーション提供体制を構築するため、リハビリテーションに係る診療報酬をはじめ、介護保険の通所リハビリテーションや障害者自立支援法の機能訓練を充実するための報酬等の見直しを行うとともに、地域リハビリテーションを積極的に推進するための適切な支援を図ること。

## 4 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

(1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。

(2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。

(3) 生涯を通じた健康指導等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

## 5 ハンセン病問題対策の推進

(1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。

(2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望されるの方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても十分な支援・協力を行うこと。

(3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じること。

## 6 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

(1) 介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けることができるよう、県及び市

町村等が介護保険事業（支援）計画に基づいて実施する施設整備や人材確保などの介護サービス基盤の整備を整備するために必要な財源の確保を図ること。

- (2) 保険給付に必要な一定の公費負担，財政安定化基金への出捐金など地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 改正介護保険法の施行により，予防重視型システムへの転換が図られたところであるが，予防給付や地域支援事業が円滑に実施されるよう，実施状況を踏まえ，人材の育成・確保対策等について，十分な支援策を講じること。

## 25 医療制度改革への対応及び地域医療の確保等

(総務省，消防庁，財務省，文部科学省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 今度の「医療制度改革」の実施に当たっては地方公共団体の意見を十分に反映すること。
- 2 医師確保対策は，少子高齢化が急速に進行しつつある我が国において，国として取り組むべき重要課題であり，速やかに検討をすすめる，適切な対策を講じること。
- 3 独立行政法人化に伴い設立された国立病院機構の医療施設(旧国立病院・療養所)が，今後とも広域的・政策的な専門医療及び病診連携等の地域に根ざした医療を提供する役割を果たすために，医療機能の整備・充実及び老朽化，狭隘化施設の新築等を促進すること。
- 4 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師の養成，がん治療に係る新薬の速やかな開発，承認及び承認薬の保険適用を拡大するとともに，国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等とを結ぶがん情報ネットワークの早期構築を図ること。
- 5 国内で発生した場合，その根絶は極めて困難とされているウエストナイル熱など，新興の動物由来感染症の発生が懸念されており，国民の不安を解消するため，防疫体制の強化及び予防・検査・治療方法を早急に確立するなどの対策を充実・強化を図ること。
- 6 救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に伴う再教育体制の整備を図ること。

### 【提案の理由】

- 1 今度の「医療制度改革」における良質な医療を提供する体制の確立や生活習慣病対策，医療費適正化の推進，後期高齢者医療制度の創設などは，県民生活や地方公共団体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものであり，実施に当たっては地方公共団体の意見を十分反映させ，21世紀の高齢社会に対応しうる制度の構築を図ることが必要である。
- 2 平成16年度からの初期臨床研修の義務化を契機に，医師の地域偏在及び診療科偏在により，離島や中山間地域及び産科，小児科などの特定診療科の医師不足が深刻化している。この医師不足によって，健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供がおびやかされている。  
各県レベルの対策には限界があり，国においては，平成18年度に新医師確保総合対策をまとめ取り組んでいるが，地域の実情を踏まえ着実に具体化するとともに，より抜本的な対策が急務となっている。
- 3 国立病院機構の医療施設は，広域を対象とした高度又は専門医療など，国の政策と

して担うべき医療（政策医療）を行いつつ、病診連携等の地域に根ざした医療を目指す方向で設立されたものであるが、独立行政法人化に伴い、今後、各施設にあっては、これまで以上に効率的・安定的な財務運営が求められており、今後の医療提供体制の整備・充実に支障をきたすことが懸念される。

- 4 中国地方におけるがんによる死亡率は第1位であり、およそ3～4人に1人ががんで亡くなる状況である。がん医療は、手術療法、薬物療法、放射線療法などさまざまな分野で研究が進められ、着実に成果を上げているものの、薬物療法や放射線療法を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少なく、これら専門医の養成は急務である。

また、世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

さらに、国は平成17年8月に「がん対策推進アクションプラン2005」においてがん情報ネットワークの構築の推進をうたっており、今年度国立がんセンターに「がん対策情報センター（仮称）」が設置されることとなっていることから、国の情報センターと各都道府県の地域がん診療連携拠点病院等とのネットワークの早期構築を図ることが必要となっている。

- 5 近年、動物由来の新興感染症の発生が懸念されているが、特にウエストナイル熱などが国内で発生した場合、現時点では、その根絶は極めて困難であると推察されており、国は、国民の健康と安全を守る体制を早急に確立するなど、その対策の充実・強化の必要がある。

- 6 救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

特に、救急救命士の処置範囲（気管挿管・薬剤投与等）の拡大に伴う病院実習体制の整備が急務となっており、国の受入体制整備の支援や患者及び病院実習受入医療機関の理解と協力体制を早急に図る必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 医療保険制度改革への対応

- (1) 医療保険制度改革については、国の責任において負担と給付の公平化、安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

また、今回の医療制度改革における後期高齢者医療制度においては、都道府県に新たな財政負担が強られる結果となった。各医療制度の安定的な運営のため、地方の意見を十分に尊重し、国が応分の負担をするよう制度の見直しを行うこと。

- (2) 医療費適正化の推進にあたっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、平成20年度から保険者に義務付けられる特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切

な対策及び確実な財政支援措置を講ずること。

増大し続ける医療費総額については、その要因や課題の分析を行い、医療費適正化の必要性とその具体的方策について、国民及び医療関係者の理解を得られるよう努めること。

- (3) 社会的入院の是正を図る療養病床の削減に当たっては、医療と介護のあるべき姿と、そこへの誘導プロセスを分かりやすく説明し、現に入院している患者やその家族等の不安を招かないよう、また、行き場（居場所）の無い患者が出ないように、受け皿となる体制の着実な整備に向けて、基準の緩和や必要な財政措置を含め実効性のある施策を実施すること。
- (4) 良質な医療を提供する体制の確立や生活習慣病対策の実効性を図るとともに、低所得者に配慮した措置を講ずること。

## 2 医師の確保対策の推進

### (1) へき地等勤務を促す対策の推進

へき地医療や周産期医療など、地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関管理者となる要件として付加することなどについて検討すること。

### (2) 診療報酬の充実，医師の勤務条件の充実

産科，小児科などの特定診療科の医師やへき地医療，救急医療などを担う医師の確保ができるように，診療報酬を見直すこと。

### (3) 地域医療等に関する医学教育の取組

大学医学部におけるカリキュラムに地域医療等を必修化すること。

### (4) 入学定員枠の拡大

大学医学部の入学定員枠とともに，地域枠をさらに拡大すること。

### (5) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに，離職者のために再就業の支援を図ること。

### (6) 初期臨床研修制度の見直し

離島・中山間地域の医療機関等での実習を充実化するなど，地域医療に携わる医師が確保できるように，初期臨床研修制度を見直すこと。

### (7) 医師の配属先調整に係る権限の法制化

都道府県に設置される地域医療対策協議会の機能として，医師の配属先病院の調整を行うことができる権限を法律上に明文化すること。

### (8) 病院勤務医師の勤務環境改善への取組

開業診療所医師に対する，救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

### (9) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め，中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として，当該地域での従事医師に限定

した国内外での長期研修制度等を創設すること。

3 岩国・福山・東広島・米子の各医療センター及び国立病院機構松江病院等について、医療提供体制の抜本的な整備・充実を図ること。

4 がん医療の充実

(1) がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師を育成すること。

(2) がん治療に係る新薬の速やかな開発，承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。

(3) 国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等とを結ぶがん情報ネットワークの早期構築を図ること。

5 新興感染症対策の充実・強化

(1) 防疫体制を強化すること。

(2) 国民の健康と安全を守るため，早期に予防，検査，治療方法を確立すること。

また，そのために必要な，基礎的・先端的研究を行う機関への支援措置を国の責任において拡充・強化すること。

6 メディカルコントロール体制の整備促進

(1) 気管挿管実習の患者の理解を促すため，引き続き，国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに，国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

(2) 救急救命士の実習受入を促進するため，国立大学法人，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに，万一，実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。



## 26 障害者自立支援法の円滑な施行

(総務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

障害者自立支援法が昨年4月から段階的に施行される中，国においては，順次利用者の負担軽減策などを実施されているが，依然として，障害者や保護者・事業者などの関係者，市町村から様々な制度改善を求める強い要望が後を絶たない。こうした要望を踏まえて，利用者負担や障害程度区分等についてより一層の配慮を行うとともに，新しい事業体系について，地域の実情に応じて施策が安定的に推進できるよう障害児・者福祉の充実を図ること。

### 【提案の理由】

障害者施策については，平成18年4月より段階的に障害者自立支援法が施行され，国においても，障害者自立支援法の円滑な施行のための特別対策が示されているところであるが，依然として，障害者や保護者・事業者などの関係者，市町村から様々な制度改善を求める強い要望が後を絶たない。

こうした要望や障害者雇用が十分進んでいない状況を踏まえ，低所得の障害者の生活実態に合わせた無理のない負担となるよう，一層の配慮が必要である。また，障害児通園施設の利用者負担について，保育所の多子軽減措置制度と同様に，同時に保育所等に通所している場合における2人目以降の児童通園施設利用料を軽減する制度により，障害児を養育する世帯の負担軽減を図ることが必要である。

障害程度区分の認定については，利用者のサービス利用や事業者の運営に影響することから，利用者や事業者が納得できる公平な基準が必要であるが，知的障害者や精神障害者の判定が低くなっている現状を踏まえ，一次判定における認定調査項目や判定基準等の改善及び二次判定での勘案項目の追加等の早期の改善が必要である。

施設等の報酬については，実績払いとなったことにより利用状況が直接影響を及ぼす仕組みとなったことから，新体系サービスへ移行した場合の施設等の運営が安定的に行われるよう配慮が必要である。特に，経過的措置として示された児童デイサービスの報酬単価やケアホームの夜間支援加算については，事業運営に支障のないものとする必要がある。

地域で生活する障害者を支援するために重要な事業である地域生活支援事業については，平成21年度以降について都道府県事業は人口割により配分するという考え方が示されているが，地域の実情に応じた施策が十分実施できるよう県及び市町村の財源確保と配分方法を再考する。

さらに，障害者自立支援法においては，自閉症等発達障害のある児・者が支援の対象となっていないことから，発達障害支援開発事業の取組を促進し，附帯決議に基づく検

討を早急に行う必要がある。

【提案の具体的内容】

- 1 都道府県及び市町村においては、平成18年度に障害福祉計画を策定したところである。この障害福祉計画の実現のためには、地域生活支援事業の充実や事業者による新サービス体系への早期移行が必要であり、このためにも障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業が都道府県の判断により、弾力的に運用できるよう検討すること。
- 2 障害程度区分の認定については、特に、知的障害者や精神障害者の障害程度区分が低くなっている現状を踏まえ、生活実態が障害程度区分に反映されるよう、認定調査項目や判定基準、勘案項目等の改善を早期に行うことにより、身体障害者に比べて知的障害者・精神障害者が低い区分認定となることなく、かつ、地域間で差が生じないようなきめ細やかな精度の高い基準とすること。
- 3 施設運営にかかる報酬単価については、障害者自立支援法円滑施行特別対策事業により、従前の報酬額の90%まで保証されるなど、改善が図られているが、この特別事業は平成20年度までの措置であり、抜本的な解決策となっていない。施設の新体系サービスへの早期移行により、質の高いサービス提供が可能となり、かつ、新体系サービスへの移行をより誘導するような報酬単価等の抜本的な見直しを行い、障害者の地域移行を促進するとともに、事業所経営の安定が図れるようにすること。  
特に、旧法施設の報酬単価に対して、新体系サービスの在宅・通所系の報酬単価が低いこと、結果として障害者の地域移行が進んでいないことから、早急に報酬単価を見直しすること。  
また、児童デイサービスにおいては、従来どおりの支援を継続する場合の報酬単価が経過措置として示されたが、地方においては、多くの事業所で経営に支障を来していることから、運営に十分な報酬額の見直しをすること。  
さらに、ケアホームの夜間支援に対する加算制度が創設されたが、夜間支援を行うには不十分なものであることから、夜間支援員の配置に十分な加算額とすること。
- 4 低所得の障害者の利用者負担については、平成19年4月より2年間さらなる負担軽減が行われているが、今後とも、稼得収入を増やすことが困難な重度障害者など、生活実態に合わせて無理のない負担となるよう、必要とされる軽減措置の創設を行うこと。また、障害児通園施設の利用者負担について、保育所の多子軽減措置制度と同様に、同一世帯において他に保育所等に通所している児童を養育している場合における2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度を創設すること。
- 5 地域生活支援事業の補助金配分については、市町村事業は事業実績割分と人口割分が8対2、都道府県事業は基礎割分として都道府県事業について一定の評価を行い、人口割分を加えて配分することとされているが、平成21年度以降は人口に基づく全国一律の基準による配分とされている。

障害児・者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支

援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく，これらの事業を十分実施できるようにするため，県及び市町村事業の十分な財源確保と，配分方法を再考すること。

- 6 自閉症等発達障害のある児・者について，知的障害を伴わなくても障害者自立支援法によるサービスが受けられるよう，平成19年度から実施する発達障害支援開発事業の各都道府県での取組を促進するとともに，支援対象者の範囲の拡大及び必要な支援を早期検討すること。

## 27 学校教育の充実

(財務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

- 1 少人数学級を着実に推進すること。
- 2 様々な教育課題に対応するために必要な教職員を確保するとともに，十分かつ安定した財源の確保等について十分検討すること。
- 3 公立学校の施設整備に必要な財源を確保すること。
- 4 私学振興の充実を図ること。

### 【提案の理由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには，少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在，国においては，教育再生会議の報告や中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で，21世紀を担う子供達の教育環境の整備・充実を図る必要がある。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性のもとで，少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し，制度の改善を推進すること。

#### 2 新たな教職員定数改善計画の策定による必要な教職員の確保及び十分かつ安定した財源の確保等の十分な検討

教育改革を実現し，特別支援教育の充実，多様化・深刻化する問題行動，キャリア教育などといった様々な教育課題に対応するために，必要な教職員を確保するとともに，現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

#### 3 公立学校の施設整備に必要な財源の確保

公立学校施設の整備を促進するため，県及び市町村の計画事業量に見合う財源を確保すること。

#### 4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は，少子化により恒常的に減少しており，高等学校をはじめとする私立学校の経営は，極めて厳しい状況におかれている。

このため，我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性にかんがみ，私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上，修学上の経済的負担の軽減，学校経営の健全性の確保を図る上で，国の財源措置等は極めて重要であることか

ら，私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

## 28 地方国立大学の持続的発展及び国立大学法人運営費交付金の確保等

(財務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

今後の大学のあり方の検討に当たり，地域における人材育成，行政・民間企業等との連携による地域貢献など，地域において重要な機能，役割を有する地方の国立大学が安定的な運営の下で持続的に発展できるよう配慮すること。また，そのために必要な運営費交付金を確保すること。

### 【提案の理由】

地方国立大学は，その地域の知的・人的資源の拠点として，教育，文化，産業振興などを通じて，地域の自立と発展に寄与している。

平成19年6月に閣議決定された政府の「経済財政改革の基本方針2007」において，「時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革」として，国立大学の大胆な再編統廃合等が，また「国立大学法人運営費交付金の改革」として，運営費交付金の新たな配分のあり方について，言及されている。特に，運営費交付金に関しては，国立大学法人の次期中期目標・計画（平成22年度～）に向けて，各大学の努力と成果を踏まえた新たな配分ルールの具体的検討に早期に着手し，平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにし，配分については，教育・研究面，大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現することになっている。

地方の国立大学が地域において果たしている機能，役割，各大学の規模等の特性等を十分考慮せず，運営費交付金の配分に安易に競争原理や成果主義を導入することは，基礎的研究がおろそかになり，将来を担う若手研究者の育成が果たせなくなるなど，大学の本質が失われるだけでなく，大学間の格差を生じさせ，運営費交付金が主要な財政基盤である地方の国立大学は存続すら危うくなるおそれがあり，地域の自立や活性化に大きな打撃を与えることにもなりかねない。

### 【提案の具体的内容】

- (1) 地方の国立大学において果たしている機能・役割を踏まえ，地域と十分に協議を行うことなく，国立大学の一方的な統廃合は行わないこと。
- (2) 国立大学運営費交付金の配分に当たっては，安易に競争原理や成果主義を導入せず，各大学の規模等の特性等を勘案するとともに，地方の国立大学が安定的な運営の下で地域において果たしている機能や役割を発揮できるよう十分考慮すること。

## 29 地域文化の振興及び文化財保護の推進

(財務省，文部科学省，文化庁)

### 【提案の要旨】

- 1 地域文化の振興に当たっては，地方公共団体等が実施する芸術鑑賞機会の拡充や地域の特性を活かした文化事業等に対する支援策を講じること。
- 2 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充を図ること。

### 【提案の理由】

少子高齢化，情報化の進展など社会の急激な変化により，価値観の多様化が進み，人と人とのふれあいが希薄化しつつある中で，地域における住民共通のよりどころとして郷土への誇りや愛着を深め，協働・共生社会の基盤となる文化の果たす役割は重要となっており，「文化を大切に社会」の構築が求められている。

こうした中，平成14年12月の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」及び平成19年2月の「第2次の同方針」が，国において示され，県・市町村においても「文化を大切に社会」の構築に向け，高度化・多様化する地域の文化ニーズに対応した文化芸術振興施策を総合的に推進するとともに，社会全体で文化を振興するための社会環境整備についても推進する必要がある。

また，我が国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない文化財の保存と活用は，心豊かな生活の源となるとともに，優れた文化の創造と発展の基礎となるものである。文化財は極めて数が多く，広く全国に分布しており，平素から周到な注意をもって保存に当たる必要があり，各地方公共団体においては，国と一体となって総合的に文化財の保存と活用を図っているところである。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 地域文化の振興について

- (1) 地方公共団体等が実施する，地域の芸術鑑賞機会の拡充，地域の特性を活かした文化事業等に対する支援を充実すること。
- (2) 芸術文化振興基金への拠出金を増額し，地域文化団体に対する助成の充実を図ること。
- (3) 公立文化施設の改修に必要な支援策を講じること。
- (4) 文化団体に対する寄附金の法人税法上の損金算入及び所得税法上の控除対象団体に地域文化振興事業を行う公益法人を加えること。

#### 2 文化財保護の推進

- (1) 国において行う文化財保護に係る予算の増額を図ること。
- (2) 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充を図ること。

## 30 環境及び水質保全対策の推進

(総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，林野庁，水産庁，経済産業省，資源エネルギー庁，国土交通省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 快適な環境を保全し，国民が等しく豊かでゆとりのある生活を実感できる社会の実現のために，次の事項について，特別に配慮すること。
  - (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進
  - (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進
  - (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進
  - (4) 有害化学物質対策の推進
  - (5) 下水道整備事業の推進
  - (6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化
  - (7) 地球温暖化対策の推進
  - (8) 土壌汚染対策の推進
  - (9) 特定外来生物の防除の推進
  - (10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化
- 2 アスベスト問題に対して，健康対策の充実，既存施設におけるアスベストの除去等の対策工事，アスベスト廃棄物の適正処理など，総合的な対策の充実・強化を図ること。その際，必要となる財政負担については地方自治体と十分な調整を図ること。

### 【提案の理由】

- 1 快適な環境と豊かでゆとりある社会の実現
  - (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進  
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進が必要である。  
また，瀬戸内海の藻場，干潟，自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。
  - (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進  
瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため，瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。
  - (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進  
社会経済活動の進展に伴い，富栄養化による水質悪化が懸念されたことから，湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など，水質浄化施策を推進中であるが，今後更に水質保全対策を実施するためには，国の技術面における支援及び財源確保が必要である。
  - (4) 有害化学物質対策の推進  
科学技術の発達により，微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能



性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

(5) 下水道整備事業の推進

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進めることが極めて重要である。

また、合併した市町村においては、旧市部と旧町村部に下水道整備の格差が生じている状況にあり引き続き支援が必要である。

(6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び技術開発が必要である。

(7) 地球温暖化対策の推進

京都議定書に定める目標を達成するためには、温室効果ガス削減及び森林吸収源対策の具体的な方策と着実な実施が必要である。

(8) 土壌汚染対策の推進

工場跡地の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

(9) 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持って防除を実施する必要がある。

そのため、国は、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施するとともに、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備に努めることが必要であり、また、国以外の者に防除の協力を要請する場合は、防除等に対する財政支援措置を早急に講じることが必要である。

(10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。

広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

2 アスベスト対策の充実・強化

アスベスト問題に対しては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等の法整備や予算措置がされたところだが、健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。

また、これらの対策に必要な財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

## 【提案の具体的内容】

### 1 快適な環境と豊かでゆとりある社会の実現

#### (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進

瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。

生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。

海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。

瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

#### (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図り、公園施設の利活用を促進するため、老朽化した施設の再整備や地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進すること。

#### (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

ア ヨシ原，浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取り組み

イ その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討

湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化

イ 赤潮，アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

#### (4) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による大気汚染，水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため，環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し，環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに，実効ある排出抑制対策を推進すること。

有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。

ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため，国は，具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての手法を早期に示すとともに，制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。

#### (5) 下水道整備事業の推進

遅れている下水道の整備を一層促進するため，下水道事業を積極的に推進するとともに，市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。また，市町村合併後の下水道整備の推進に支障をきたすことがないように，下水道管きよの国庫補助対象範囲に係る合併支援措置期間の延伸を行うこと。

#### (6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき，

低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

#### (7) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、省エネルギー・新エネルギー対策や森林吸収源対策等の総合的な事業を強力に推進するなど、実効性のある方策の構築と実施を図ること。

また、地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、温暖化対策事業の財源の拡充・強化を図るとともに、現在国で検討されている環境税の導入に当たっては、税収の一部を地方公共団体の財源に充当すること。

地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技术の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。

「森林吸収源10ヶ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす役割、公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステムの構築に向けた積極的な取組を行うこと。

民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特色ある取組に対し支援を行うこと。

#### (8) 土壌汚染対策の推進

経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。

土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保すること。

#### (9) 特定外来生物の防除の推進

防除の公示を行った特定外来生物については、国が責任を持って生息状況等の調査及び防除を実施すること。

国は効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めること。

国以外の者が行う防除等に対する財政支援措置を早急に講じること。

#### (10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。

各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

## 2 アスベスト対策の充実・強化

### (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実

アスベスト関連疾患に係る専門医の養成や市町が実施する検診事業の拡充などへの財政的支援措置の創設。

悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立。

アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定。

- (2) 建築物におけるアスベスト調査，除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等  
私立学校，医療機関，社会福祉施設等のアスベスト調査，対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等。

アスベスト対策について，安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成。

- (3) アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立

アスベスト廃棄物処理技術の開発，事業化に対する支援や，アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設。

## 31 循環型社会構築に向けた廃棄物減量化・再生利用及び適正処理の推進

(総務省，財務省，経済産業省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進を図ること。
- 2 容器包装リサイクル制度の充実強化を図ること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制を強化すること。
- 4 微量PCB混入電気機器を含むPCB廃棄物の適正処理を推進すること。

### 【提案の理由】

近年，廃棄物に対する住民の環境意識の向上とともに，その発生抑制，資源化・減量化，適正処理が重要な課題となっている。

特に，産業廃棄物については，地域住民の不安感等から処理施設の設置に対して反対運動等が盛んになり，施設の設置が困難な状況となっており，また，処理施設の水源地域への立地などによる住民の生活・健康への影響が懸念されている。

こうした課題の解決に向けては，廃棄物の適正処理だけでなく，再生利用が容易な製品の開発の促進など，製造段階での廃棄物の発生抑制や，やむを得ず廃棄物が発生した場合の，無害化・安定化についての事業者責任の強化などにより，環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが急務となっており，国においては「循環型社会形成推進基本法」をはじめ，廃棄物・リサイクル関連法の整備に努められており，特に昨年度，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）が改正されたところであり，本年度においても特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の改正に向けた検討が行われているところである。

また，PCB廃棄物については，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（略称「PCB特別措置法」）の施行に伴い，全国5カ所の拠点的広域処理施設での処理体制が整備されたが，全国に約120万台存在する微量PCB混入電気機器については，当該施設での処理対象外であり，処理の見通しも立っていないことから，紛失等による環境汚染の発生が懸念される。

このような状況の中で，今後循環型社会の構築を目指して廃棄物問題の解決を図るために，更なる改善を図る必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進
  - (1) 「もったいない」の言葉を使った全国的な運動の展開と啓発事業を実施すること。
  - (2) 廃棄物の再資源化・無害化のための新技術の開発を促進すること。

(3) 再生製品の利用促進を図るため、啓発活動の強化、統一規格の設定など再生製品の品質管理の徹底、販路拡大等の方策を図ること。

(4) 製品廃棄時の廃棄物の減量化、リサイクル容易性及び無害化を確保した製造や廃棄時の必要な回収・処分に向けた拡大生産者責任を拡充を図ること。

(5) 特定家庭用機器再商品化法の円滑な施行

製品価格に再商品化等に要する経費を上乗せすることにより、製品が使用済になった際に再商品化が円滑に行われるよう、製造事業者等に拡大生産者責任の徹底を図ること。

市町村が負担している不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の再商品化料金等を製造業界全体で負担する制度を創設すること。

特定家庭用機器の対象について、更なる拡大を早期に行うこと。

2 容器包装リサイクル制度の充実強化

(1) 近年、分別収集されたペットボトル等の輸出が急激に増加する等、国内のリサイクル処理体制への影響が懸念される状況にあることから、リサイクル原料の安定的確保や再商品化事業者の安定した再商品化が可能となるような育成支援など、国内の健全なリサイクル体制の確保に向けた対策を検討すること。

(2) 容器包装の更なるリサイクルの促進のため、事業者、消費者、市町村それぞれの役割等を十分に踏まえ、より適正なリサイクルシステムや費用負担のあり方等について検討の上、必要な措置を講じること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制強化等

(1) 産業廃棄物処理施設の安全性や災害防止対策等に関する施設基準について、生活環境保全の観点から科学的な知見に基づき一層の強化を図ること。

(2) 水源地域など生活環境保全上支障があると認められる地域における産業廃棄物の処理施設の立地制限など、地域の実情に合った措置規定を新設すること。

(3) 排出事業者の責任において、産業廃棄物の減量化・再資源化を図るとともに、その処理に当たっての無害化・安定化を行うための基準を設定すること。

(4) 無許可の処理業者や許可を取り消された者が行った違反行為に対する改善命令を可能とする規定を新設すること。

4 微量PCB混入電気機器を含むPCB廃棄物の適正処理の推進

微量PCB混入電気機器の処理体制を早急に整備するとともに、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に処理体制を明記すること。

## 32 暮らしの安全対策の推進

(内閣府, 金融庁, 総務省, 経済産業省, 公正取引委員会)

### 【提案の要旨】

- 1 「架空請求」等に関する消費者トラブルの防止策を講じること。
- 2 インターネットなどによる電子商取引などのトラブルを未然に防止できるような仕組みを講じること。

### 【提案の理由】

「架空請求」や融資を持ちかけて保証金名目で、お金を騙し取る「融資保証金詐欺」等について、不正利用のプリペイド携帯電話の利用停止や、新規登録時の本人確認の強化などの対策が取られ、また銀行口座の売買についても罰則ができ、一定の効果はあったが、まだまだ被害件数、相談件数が多い。特に連絡手段としての電話については、固定電話（電話転送サービス等）に移行しており、固定電話についても不正譲渡・利用への対策を講じる必要がある。

インターネットを利用した取引で、「代金を支払ったのに、商品が来ない」などのトラブルの相談が年々増加しており、ほとんどの場合、相手方が特定できず、泣き寝入りしている現状にある。また意に反して契約の申込みをさせる「ワンクリック請求」などの相談も若年者を中心に相変わらず多くの相談がある。このようなネットトラブルの要因を分析し、未然防止のための有効な規制を講じる必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 「架空請求」等に不正に使われている固定電話の使用停止措置がとれるようにすること。
- 2 「架空請求」等に使われる固定電話の不正譲渡（契約者以外の第3者による利用を含む）・不正利用（電話転送サービスを含む）を禁止し、罰則の制定等、何らかの対策を講じること。
- 3 民法をはじめとして既存法はインターネットを前提に制定されておらず、消費者はネットトラブルの不安を抱えながら、取引などに入っているのが現状である。

例えば、現在は、電子商取引等については、「特定商取引に関する法律」の特定商取引として通信販売に分類されるが、トラブル増加などに鑑み、法律において、通信販売とは別の販売類型として位置づけるとともにトラブルの未然防止のための規制強化策を講じること。

# 国際交流関係

## 33 国際交流・国際協力の推進

(総務省，法務省，外務省，財務省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 地域レベルでの国際交流・国際協力事業の一層の推進のため，必要な財源措置及び制度の充実を図ること。
- 2 中国等の外国人観光客の査証発給手続きの簡素化，迅速化を図ること。

### 【提案の理由】

急速に進展する国際化の中で，国際交流を円滑に推進していくためには，地域における国際交流・国際協力活動の果たす役割がますます重要なものとなってきている。

このため，地方公共団体や民間団体においても，国際化のための施設整備や経済，文化等の各種交流事業が年々活発化してきており，こうした事業の多様化，拡大と相まって，経費も増大しつつある。

また，国レベルのみならず地方公共団体による直接的な国際協力が求められている。

このような中，地域の国際化が果たす役割の重要性にかんがみ，地域レベルでの国際交流・国際協力事業の一層の推進を図る必要がある。

一方，各県は，地方からの国際化の推進により活力ある地域社会の形成を図ることを目指して，国際定期路線の開設・充実や国際チャーター便の運航促進に積極的に取り組んでいるところである。

国においても，グローバル観光戦略のもと，「外国人旅行者の訪日促進」が図られている。

今後，地方の国際化をさらに進めるためには，外国人観光客が日本へ訪れやすくする環境づくりが必要である。

### 【提案の具体的内容】

- 1 国際交流・国際協力事業に必要な経費に対する財源措置の充実を図ること。

また，開発途上国の人材育成等国際人材育成拠点機能の整備のほか，地域資源や地域経営のノウハウを活かした地方公共団体が行う国際協力事業に対し，ODA資金が活用できる制度の充実を図るほか，国際協力のノウハウや情報の提供などの便宜を図ること。

- 2 海外技術研修員・留学生等の受入れを促進するため，入国手続等の迅速化や簡素化を進めるとともに，奨学金の充実などの総合的な対策を講じること。



3 地域国際化協会は、それぞれの地域の国際化の核として機能しているが、更に充実した事業が進められるよう、財政基盤の一層の確立が求められている。

このため、今後更に多くの地域国際化協会が寄附金にかかる課税特例制度の適用がある特定公益増進法人として認定が受けられるよう、要件の緩和等を推進すること。

4 中国人観光客に対する査証発給手続きの簡素化、迅速化を図り、外国人観光客誘致の環境づくりに努めること。

## 34 地方空港整備の促進

(総務省，法務省，財務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 滑走路延長工事に係る事業について，計画的な促進を図ること。
- 2 空港施設の拡充・整備の促進を図ること。
- 3 空港施設の耐震化・浸水対策と適切な維持・更新を図ること。
- 4 地方空港の国際定期路線の開設及び増便，国際チャーター便の運航を促進するとともに，C I Q体制の整備・充実を図ること。
- 5 空港整備に係る一般財源の拡充を図ること

### 【提案の理由】

近年，わが国の産業活動の活性化や国際化の進展，観光需要の増大は目覚ましいものがあり，こうした中で航空ネットワークの整備及び空港機能の整備・充実，地域の発展にとって極めて重要である。殊に国際化が進展する中で，国際交流を円滑に進めていくためには，地域においても海外と直結した交流活動を進めていくことが大切であり，国際空港のみならず，地方空港が海外との窓口として国際化に果たす役割は，ますます重要なものとなってきている。

このような中，地方空港の国際化や利用者のニーズ，さらには今後の利用客の増大に即した空港機能の拡充を図るため，航空路線の拡充及び計器着陸装置の高度化により就航率の向上を図るなどの空港施設の拡充・整備に対する措置が必要である。

しかしながら，これら施設整備のための財源である「空港整備に関する特別会計」において，国家的事業として取り込まれるべき羽田空港再拡張等の事業に要する経費も賄われており，そのため当特別会計から地方空港整備のための財政措置が抑制されている状況となっていることから，必要な財源を確保する必要がある。

また，空港は災害時の輸送拠点であることから，施設の耐震化・浸水対策を図るほか，適切な維持・更新により空港機能を健全に保持することが必要である。

さらに，地方空港からの国際定期路線や国際チャーター便の運航を促進するため，C I Q（税関，入国管理，検疫，動物検疫，植物防疫）体制の整備・充実が不可欠である。

### 【提案の具体的内容】

- 1 就航率の向上・運航遅延の解消等のため，空港施設拡充・整備を促進すること
- 2 滑走路等の空港基本施設・アクセス施設（トンネル・橋梁）・護岸等の耐震化，浸水対策を促進するとともに，老朽化した，既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

3 C I Q体制を整備し,要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下, C I Q退職職員の効率的な再雇用を図るとともに,広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等,具体的な改善策を早期に樹立すること。

また,空港の運用時間に応じた業務体制の整備・充実を図ること。

4 空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し,地方空港の整備を促進するための財源を確保すること。

## 国庫補助負担金の交付金化に伴う問題点

交付金の種類	不適切な事例
地域再生基盤強化交付金（内閣府） 〔道整備交付金 港整備交付金 汚水処理施設整備交付金〕	従来の補助金に比べ申請事務が煩雑になり、また、対象事業が限定されるなど、使い勝手も悪い。 ・新たに「地域再生計画」を策定し、地域再生の認定を要する。交付金の申請は内閣府に一本化されているが、内示の時期が各省で異なっており利用しづらい。
（道整備交付金）	・県道，農免農道，一般農道が対象外であるなど，対象となる事業が制限されている。 ・交付金制度のメリットとして「事業間の予算の融通」を国は掲げているが，実態として，広域農道（事業主体：県）と市町村道・林道（事業主体：市町村）間では融通できない。
（港整備交付金）	・対象となる施設が地方港湾と第一種漁港のみと限定されているため，多様な再生計画に対応できない。
自然環境整備交付金（環境省）	従来の補助金に比べ採択要件が厳しい。 ・複数年（3年～5年）の事業計画かつ総事業費6千万円以上が設定された。（従来は単年採択で最低事業費2千万円～3千万円） 国立公園内の事業が対象外となった。 ・国立公園内は直轄事業に移行の方針であるが，補助金による県営整備と比べ直轄整備の対象に制約があり，整備施設が限定される。
循環型社会形成推進交付金（環境省）	採択要件が厳しく，必要以上の負担を強いられる。 ・人口，面積要件等により，交付対象とならない市町村が存在しているため，当該事業により推進が図られないケースがある。 国の通知に基づきごみ処理広域化計画を策定し，市町村のごみ処理施設の広域，集約化を推進しているがごみ処理広域化に必要な次の経費が対象となっていない。 ・広域・集約化の時期を合わせるため，既存施設の延命化のための改良等 ・広域・集約化後に不要となった施設の解体のみ ・廃棄物運搬中継・中間処理施設の整備
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（厚生労働省）	従来の補助金と同様の規制が継続。 ・交付金化されても，交付対象施設，交付単価等従来と同様の規制がある。また，平成16年度までの社会福祉施設整備費補助金と同様のスケジュールで行われる予定であり，年度末に交付申請，交付決定等事務処理が集中するスケジュールが想定される。 ・当該交付金は市町村の責任において行われるものでありながら，繰越手続き等，都道府県が関与するよう強いられている。
次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（厚生労働省）	市区町村が実施する事後的評価方法に対する国の過剰な関与。 ・市区町村の交付金対象事業にかかる事後的評価について，評価の内容だけでなく，評価の方法についても，交付金に反映することによって国が実質的に強要している。
次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）（厚生労働省）	市町村交付金への県の関与を強いられる。 ・保育所整備は市町村交付金であるにもかかわらず，各市町村の執行状況（契約，支出）を，毎月県において調査し，報告するよう事務連絡で求められている。

<p>農林水産関係交付金型事業（農林水産省）</p> <p>食の安全・安心確保交付金 強い農業づくり交付金 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地域バイオマス利活用整備交付金等 森林づくり交付金 強い林業・木材産業づくり交付金 強い水産業づくり交付金</p>	<p>事業間流用は可能になったといわれるが、実際には不可能で地方の裁量性は依然として乏しく、また、従来の補助金に比べ申請等の事務は殆ど変わらない上に、新たに計画策定の要件化、事業計画策定や事後評価について第三者の意見の聴取など採択要件等が厳しくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域提案メニューの創設による地域の自主性・裁量性の拡大を謳いながら、交付金の2割が上限であり、残り8割は従前の採択要件に同じ。（強い農業づくり交付金、森林づくり交付金他）</li> <li>・ 事業が統合されたことにより、交付申請等の事務手続時に足並みを揃える必要があり、煩雑化を招いている。（強い農業づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）</li> </ul>
<p>（強い農業づくり交付金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度より「地産地消計画」や農業・食品産業競争力強化支援における「飼料自給率向上計画」の策定、「女性参画目標」の設定を要件化、</li> </ul> <p>また、競争力強化に向けた総合的推進における「産地改革計画」の「産地強化計画」への見直しを指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務連絡によって、地域の担い手の認定農業者への誘導、集落営農の組織化・法人化及び担い手経営安定対策加入促進について、関係団体名の列記や対応内容を具体的に指示しているとともに、取組状況の報告を毎月求めるなど、国の直接的・具体的・画一的な関与を行っている。</li> <li>・ 事業主体が事業計画を策定する段階において、成果目標を設定することが求められており、国は、その目標をポイント等を用いて算定・評価し、</li> </ul> <p>事業採択箇所を具体的に決定した上で交付金を配分しており、実質的に事業採択において地方の裁量の余地がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金の満額配分を受けるために必要なポイント（H19年度は14ポイント以上）を確保するための成果目標基準において、各取組のメニューによってポイントの上限に格差があり不公平な制度となっている。</li> </ul>
<p>（地域バイオマス利活用整備交付金等） （食の安全・安心確保交付金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定や事後評価にあたり学識経験者等第三者に意見を聴くなど事務処理が複雑化。</li> </ul>

## 地方分権・規制改革の推進に係る具体的な提案事例

特に速やかに、移譲すべき個別の事務事業、廃止・縮小すべき個別の規制・関与

## 1 国から県へ移譲すべき事務

	項目	理由
1	4 ha を超える農地転用許可を県に移譲すること。なお、2 ha を超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。	法律に定められた許可基準に基づき、地域の実情を踏まえ、地域レベルで土地利用のあり方を政策的に判断して処理すべき。
2	商工会議所法に係る許認可権を都道府県に移譲すること	国が所管している権限（設立認可、定款変更のうち、目的・事業・役員・議員に関する事項等）は県域を超えた広域的調整が必要な事務とは考えられないこと、及び商工会議所は地域に密着した経済団体であり、地域の実情に即した商工行政を推進するうえで、その監督権限は地方へ移譲すべき。
3	認可申請手続きの一層の簡素化を進めるとともに、給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること	水道事業は住民に密接なものであり、ライフラインの危機管理を県内で一体的に実施するために県へ移譲すべき。
4	民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること	住民福祉の増進等にあたって重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体で一元的に処理できるようにすべき。
5	砂防指定地・地すべり防止区域の指定権限を県へ移譲すること	砂防指定地、地すべり防止区域の管理は知事が行っており、指定と管理は一体的に処理する必要があること。また、指定事務の遅延が砂防事業、地すべり防止事業の円滑な実施の支障となっていることから、その指定権限を県へ移譲すべき。
6	民有保安林指定の解除事務のうち、指定理由の消滅にあつては1ha未満、公益上の理由にあつては5ha未満の事務を県へ移譲すること	民有保安林の解除事案は、大臣権限に係るものが大部分であり、県及び国の審査に多くの時間を要しており、一部公共事業等の実施に支障をきたしている状況にある。 その権限を直接利害の有する県へ移譲することにより、迅速な保安林解除を進めることが必要。

## 2 県から基礎自治体へ移譲するにあたって支障となる制度上の制約

	項目	理由
1	基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること、及び広域連合や一部事務組合による共同設置や既保健所設置市への委託を可能とすること	地域の実情を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が保健所機能を有し得るよう、単独設置、広域連合・一部事務組合による共同設置、他の保健所への業務委託等のいずれかの手法をとれるよう、現行設置要件の緩和が必要。
2	大規模小売店舗の新設の届出及び特定工場の新設の届出に係る基準面積等の条例制定を、基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となるため。
3	広域調整が必要なものを除いて、基礎自治体が実施主体となる都市計画の決定権限を県から基礎自治体へ移譲できるよう制度の見直しを行うこと	市町村合併により規模・能力の向上が図られた市町に対して、広域調整の必要性の少ない市町管理の都市施設にかかる都市計画を移譲することにより、都市計画を適時適切に定め、自律的・効率的な都市計画行政を推進することが可能となるため。

	項 目	理 由
4	母子寡婦福祉資金について、貸付・償還事務を市及び福祉事務所設置町において実施できるようにすること	母子家庭等の自立支援を促進する上では、母子家庭等にとって、より身近な自治体である市町において、相談から支援まで一貫した福祉サービスを展開できるようにすることが重要であり、母子福祉資金の貸付等についても、市及び福祉事務所設置町において、直接実施する方が、自立支援を促進する上で、より有益であるため。
5	麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。	麻薬取扱者免許は勤務地を変わる者も多く、免許事務を保健所設置市に移譲した後、市域を超えて異動する場合、免許有効期間内でも免許失効、新規申請が生じるなど、免許を有する者にとって手続の煩雑さや手数料納付がその都度必要となるなど不利益が生じる。
6	婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。	複雑多様化する暴力被害者の保護等について、住民に身近な政令市や中核市において相談から保護、自立支援まで対応可能な体制を整備することが求められており、地方分権推進の観点からも設置基準の見直しが必要である。
7	町村が福祉事務所を設置した場合の財源措置については、市と同様、普通交付税で措置すること。	町村設置福祉事務所に係る財源措置は、福祉事務所の運営費が経常的経費であることから、本来、普通交付税で措置されるべきにもかかわらず、特別交付税（12月分）で都道府県・町村間で調整する扱いとなっているため、普通交付税に比べて安定性に欠けるなど設置運営上の課題がある。普通交付税による財源措置により町村での福祉事務所設置の推進が可能となる。

### 3 民間開放を阻害する制度上の制約

	項目	理由
1	主要農作物種子審査について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと	一定の能力等があると認められた民間で実施可能な事務であり、知事が能力等を認めた者において審査ができるようにするなど、民間開放すべき。

### 4 廃止・縮小すべき関与・義務付け

	項目	理由
1	保健所長の医師資格要件を廃止すること	保健所長には、多職種から成る保健所の組織管理能力、地域の医療・保健衛生の関係者等との調整能力、更には健康危機発生時の危機管理能力などが求められており、医師を別途職員として配置することを前提に医師資格要件を廃止すべき。
2	都道府県における精神医療審査会など各種審議会の必置規制を見直し運用の弾力化を図ること	措置入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必置とされており、保健所設置市に対してこれに関する一連の事務（入院措置等）の権限移譲ができない現状がある。指定都市以外の保健所設置市が、自主的に対応できるよう、県・指定都市への必置規制を廃止し、運用の弾力化を図るべき。 また、精神医療審査会以外の審議会等についても、設置するかどうか、また設置方法も含めて、地方の主體的な判断に委ねるべき。
3	児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準等の最低基準を見直すこと	調理員の配置に係る必置規制は、特区により見直しがなされているが、調理室の設置については、依然として省令で必置規制が続いている。国の定める基準は真に必要なものに限ることとして、地方の自主的な判断によるべき。
4	社会福祉法施行令の規定に基づく、福祉サービス利用援助事業等に係る運営適正化委員会の委員の選任方法を簡素化すること	事業実施主体である運営適正化委員会（都道府県社協内に設置）の委員の選任に当たっては、選考委員会の同意を得て都道府県社協が選任することとなっているが、選考委員会の同意を不要とし、事務の簡素化を図るべき。
5	特別保育等の補助基準を緩和すること	特別保育等の事業の実施にあたっては、入所児童の条件、施設の規模や職員の配置など細かな基準が設けられており、市町村の工夫でその地域の事情にあった保育サービスの提供ができない。
6	日常生活支援事業の補助基準を緩和すること	日常生活支援事業において国庫補助単価が詳細に定められ、運用に支障がある。単価設定を各都道府県の裁量で行えるよう、補助基準の改善を行うべき。
7	社会福祉施設の施設整備基準を緩和すること	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が定められている。また、最低基準により、例えば保育所であれば、年齢により必要な面積が乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室で定められていたり、調理室の設置や1歳児では医務室、乳児の場合には保健室の設置が必要などとされているため、基準を満たすべく施設整備を行うこととなり、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。



	項 目	理 由
8	中小企業労働力確保法及び介護労働者法における県知事による改善計画の認定事務を廃止すること	国の関係助成機関（雇用・能力開発機構等）から助成を受けるためには、知事への改善計画認定申請と助成機関への申請という二重手続きとなっており、申請者の負担軽減を図るため、助成機関への申請に一元化すべき。
9	特定重要港湾に係る入港料の事前協議を見直すこと	特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議（同意）については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、地方議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、国の許可制度を見直し、港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるようにすべき。
10	土地利用基本計画や、自然公園計画、都道府県農業振興地域整備基本方針など地方公共団体が策定する各種基本計画等について、国・県への協議（同意）制を廃止すること	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられており、必要以上の国の関与は廃止すべき。
11	保安林解除における国への事前協議（同意）制を廃止すること	県が権限を有するその他流域（重要流域は国の権限）の保安林指定の解除については、地方が、国の定めた基準等に基づき自己決定・自己責任のもと自らの判断で行えるようにすべき。
12	都道府県交通安全対策会議委員に係る選任基準を緩和すること	交通安全対策基本法に定める委員について、地域の実態に合ったものとするため民間を含めた幅広い層から専任できるようにすべき。
13	市町村が実施する国庫補助事業に関する県の指導監督事務を廃止すること （指導監督事務の内容） ・事業主体の事業実施計画書作成に当たっての指導 ・県内の事業実施計画書のとりまとめと国に対する詳細説明の実施 ・国からの指摘事項に対する事業主体への伝達と事業実施計画書修正に当たっての指導 ・事業実施に係る事務的事項（関係文書、連絡事項）の伝達	市町村が事業主体となって国庫補助金の交付を受けて行う補助事業の一部においては、県は事業の実施に当たって直接関与しないにもかかわらず、補助金等の交付要綱において、県内市町村に対して事業執行上の指導監督を行うこととされ、これに必要となる事務が「指導監督補助金（交付金）」の対象として制度に組み込まれている。 広域的観点からの市町村間の調整等の県が関与すべき分野は当然に自治事務として執行するものであるもので、補助事業の実施に伴って必要となる国との連絡調整、指導等の事務については、県の関与を排除し、国が事業主体に対して直接行うように制度改正すべき。 （対象事業の例：街なみ環境整備事業補助金、住宅市街地総合整備事業補助金、まちづくり交付金）
14	中山間ふるさと・水と土保全対策事業の事業推進に係る指導體制に関する指導を緩和すること	各県の取り組み状況にかかわらず、財源としての基金に国庫補助金が当たっていることから、会計検査の指摘に対する対応として全国一律に県主体の委員会、指導員を置き事業を指導することについての指導があるが、地域主体、民間中心の取組を進めるため、必要以上の国の指導はなくすべき。
15	国立大学法人に対する寄附金支出に係る総務大臣協議を廃止すること	地方公共団体が国立大学法人等に対して研究開発等の実施に要する経費を負担するための寄附金等を支出する場合、あらかじめ総務大臣に協議し、同意を得ることとされているが、寄附は地方の裁量で行えばよく、国への協議は廃止すべき。
16	国土利用計画法に基づく計画変更に伴う国土交通大臣協議を廃止すること	現状における計画等の変更は、都市計画法、森林法等の個別規制法で審議されたものの追認となっており、あらためて大臣協議を行う意義は薄い。

	項 目	理 由
17	教育委員の定数についての規制を撤廃すること	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に教育委員会委員の人数が定められている。(都道府県・市6名以上, 町村3名以上)</p> <p>都道府県や市町村によって人口規模は大きく異なり, 各自治体が抱えている教育問題や内容も相違しているため, 各自治体の判断で教育委員の人数を増減をできるようにすべき。</p>
18	市町村が設置した幼稚園の設置・廃止に係る都道府県の関与を緩和すること	<p>市町村が設置した幼稚園を設置若しくは廃止する場合, 県の認可が必要である。しかし, 県が職員の派遣や経費を支援しておらず判断できない。市町村の判断で設置や廃止を決定すれば良く, 認可ではなく届け出にすべき。</p>
19	補助事業で整備した施設の転用基準を緩和すること	<p>補助金相当額の国庫納付を求められることなく, 補助事業で整備した施設を転用するには, 変更後の内容が本来補助事業として採択され得る内容でなければならないなど, 非常に厳格な運用が行われており, 耐用年数が長期に及ぶ施設の利用計画変更に支障が生じている。</p>
20	各種道路の施工区分等についての国土交通省と農林水産省の間での承認協議を廃止すること	<p>事業主体である県の組織内で, 各種道路の施工区分等について協議し調整を図っているにもかかわらず, 国交省・農水省の両省で承認協議を行っている。</p> <p>「補助金の二重投資の防止」という当初の趣旨は理解できるが, 地方分権が進展した今日では協議の必要性はない。</p>
21	地方自治法に規定する地方公共団体の組合の設立等に関する都道府県知事による許可を廃止すること	<p>市町村の一部事務組合や広域連合といった地方公共団体の組合は, 市町村が単独では事務処理が困難なものについて, 共同処理するために制度化されているものである。</p> <p>組合の設立, 組織・事務・規約の変更, 解散に当たっては関係地方公共団体が協議(議会の議決)を行って決定すれば十分であり, 関係地方公共団体の判断を尊重し, 現行の都道府県知事による許可制度から都道府県に報告を行う制度に改めるべきである。</p>
22	地方自治法に規定する財産区の事務に係る都道府県知事の関与を廃止すること	<p>財産区議会条例の提案・公布, 監査, 紛争の裁定といった財産区に対する都道府県知事の関与については, 市町村と財産区の利害が相反する場合を想定して上級庁として位置付けられていた都道府県を関与させてきたものと考えられる。</p> <p>財産区に関する事項は市町村をまたがる問題ではなく, 個別市町村内部の問題であるため, 地方分権の時代にあっては, 当該市町村の責任において解決を図ることとし, 都道府県知事による関与は廃止すべきである。なお, 紛争の裁定については, 財産権に関する事項であることから, 第三者機関による解決を求めるのであれば, 司法制度を活用するのが適当と考える。</p>

	項 目	理 由
23	地方自治法に規定する市町村の予算，条例の制定改廃に係る都道府県知事への報告・届出の義務付けを廃止すること	市町村は，議会の議長から予算の送付を受けたとき，又は条例を制定改廃したときは，都道府県知事に報告（内部組織の設置に係る条例の制定改廃については届出）しなければならないとされている。 予算にあつては，補助金に関する事務等で別途関連する部分のみの提示が必要とされるなど，報告を受けても事実上活用していない。条例については，既に成立した条例に対して技術的な助言や勧告を行うことは現実的には難しく，内部組織の設置については地方公共団体が自らの判断で行うべきもので，これらの報告・届出を市町村に求める必要性はきわめて少ないと考えられるため，市町村に対して報告又は届出を義務付ける現行制度は廃止すべきである。
24	地方公務員等共済組合法及び同法施行令に規定する市町村職員共済組合の業務に関する都道府県知事による関与を廃止すること	市町村職員共済組合の業務について，都道府県知事は，その執行の監督及び業務財産状況の監査を行うとともに，組合の療養及び指定訪問看護に関する短期給付について関係者に対し，報告・関係書類の提示等を求めることができるとされている。 市町村職員共済組合は，市町村の職員により組織される団体であり，組合の事業に要する経費が組合員である市町村の職員による掛金と市町村による負担金で賄われていることを考えると，その業務運営は関係市町村が責任をもって行うべきであり，都道府県知事が関与する現行制度は廃止すべきである。なお，業務財産状況の監査については，監査法人による監査を活用するのが適当と考える。
25	<p>県域団体が実施する国外郭団体の畜産振興補助事業に係る県の指導事務等関与を廃止すること</p> <p>（指導事務の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体の事業実施計画書作成に当たっての指導，審査，承認</li> <li>・ 国外郭団体からの指摘事項に対する事業主体への伝達と事業実施計画書修正に当たっての指導</li> <li>・ 実績報告に係る証拠書類等の確認</li> <li>・ 事業実施に係る事務的事項（関係文書，連絡事項）の伝達</li> </ul>	<p>県域団体が事業主体となって国外郭団体（（独）農畜産業振興機構等）から補助金の交付を受けて行う畜産振興事業において，県は事業の実施及び補助金の交付に当たって直接関与しないにもかかわらず，事業実施要綱，業務方法書において，県域団体に対して事業執行上の指導を行うこととされ，これに必要な事務経費が県への委託費として組み込まれており，県が事務を受託しない場合は，県域団体の事業が採択されない制度となっている。</p> <p>分権改革推進の観点から，本事業については，県の関与を廃止し，国外郭団体が事業主体に対して直接行うように制度改正すべき。</p> <p>（対象事業の例：畜産総合対策推進指導費，肉用子牛価格安定対策事業，生乳流通対策費，学校給食用牛乳供給促進事業）</p>

5 国からの通知・通達等により不適切な対応を余儀なくされている事務

関係省庁・項目	不適切な事例
<p>&lt;総務省&gt; 消防本部が整備する消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に関する整備計画の策定</p>	<p>消防救急無線のデジタル方式への移行については、消防本部がそれぞれ単独で整備するより、共同事業化し、なおかつ指令業務についても共同運用とした方が大規模災害への迅速な対応等が可能であるとして、都道府県に対して両業務に係る整備計画を平成18年度までに策定するよう通知があった。 そもそも消防救急無線の整備等は消防本部を有する市町村の主体性に委ねるものであるが、国が一方的に都道府県に計画を策定させようとすることは地方分権の趣旨に反する。</p>
<p>&lt;厚生労働省&gt; 対EU, 対米, 対中国等輸出水産食品の取扱い</p>	<p>都道府県は通知に基づき、認定施設手続き、衛生証明書の発行手続き等について輸出業者からの申請受付、書類審査、加工者に対する助言・指導、施設の現地調査、監視、地方厚生局への協議・報告を実施。厚生労働省は実施の義務付けを行なうものでないとしているが、現実には都道府県が実施しない限り輸出に支障が生じるものであり、本来法定受託事務として位置付け、国が経費を措置すべき。</p>
<p>&lt;厚生労働省&gt; 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に関連した県精神保健福祉センター、保健所及び市町村の役割</p>	<p>平成17年7月の医療観察法の施行に際し、法律上明確な根拠がないにもかかわらず、自治事務である「精神保健センター」「保健所」の運営や市町村の業務に関し、運営要領を改正して通知し、新たに広範な役割を求めている。(法律では、保護観察所の長に対し、都道府県知事及び市町村長との必要な情報交換による協力体制の整備、処遇の実施状況の把握、関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めるよう規定。)</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 野菜指定産地における需給調整ガイドラインの周知</p>	<p>需給調整ガイドラインは全農県本部が全農中央本部に提出した計画に基づき年1回、国が作成している。本来ガイドラインの周知は国が全農中央本部を通して県本部に周知するよう示されているにもかかわらず、実際は県本部へは通知せず、県がその役割を担っている。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 野菜構造改革促進特別対策事業における事業実施報告書の確認</p>	<p>(独)農畜産業振興機構が県法人(県野菜価格安定基金協会)を經由して実施する国補事業の実績報告書の確認について、県の責務として、事業効果のみならず証拠書類の確認を義務付けている。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業</p>	<p>農業近代化資金の利子補給金事業等については、平成17年度に一般財源化されたが、(財)農林水産長期金融協会における農山漁村振興基金による当該事業については、昨年度まで1/2だった補助率が、1/10まで減額されて継続されており、煩雑な事務処理と規制が継続している。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 輸出錦鯉衛生証明書の発行</p>	<p>農林水産省が定めたガイドラインによると、養殖場又は輸出業者が外国に錦鯉を輸出するときは、都道府県に対しコイヘルペスウイルス病等に関する衛生証明書を求め、これに対し都道府県は衛生証明書を発行することとされているが、本来防疫業務は国が行うべきものであり、仮に諸般の事情に都道府県の対応が適当であれば、法定受託事務として位置付け、国が経費を措置すべき。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 水産業改良普及事業</p>	<p>水産業改良事業について税源移譲が進んでいるにもかかわらず、要綱や水産庁長官通知に基づき、職員の配置や室の運営等に係る国の関与が依然として残っていることは、地方分権の趣旨に反する。</p>

関係省庁・項目	不適切な事例
<p>&lt;会計検査院，農林水産省&gt; 会計実地検査指摘事項に係る改善方策実施の通知</p>	<p>新山村振興等農林漁業特別対策事業に係る事務は，地方自治法上自治事務とされているにもかかわらず，当該事業に対する国庫補助金について会計実地検査により不適切とされた事例の改善方策について， 農林水産省 地方との協議や実情把握を行わないまま旧態依然とした全国一律の改善方策を，上意下達方式で示している。 会計検査院 事業省庁が，地方との協議や実情把握を行わないまま旧態依然とした手法で全国一律の改善方策を作成していることを，看過している。</p>
<p>&lt;環境省&gt; 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の策定</p>	<p>湖沼水質保全計画の策定にあたっては，国の公害対策会議の議を経て，環境大臣の同意を得なければならない。この場合，関係する国の地方機関との協議を経て，本省の了解を得た後，会議に掛けられることになるが，所管外の表記，文言等まで指摘されるなど，国の過剰関与により，事務が煩雑化している。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)における生産計画の審査や実施状況の確認</p>	<p>この事業は，県を経由せずに国が直接実施主体に交付金を交付する事業であるにもかかわらず，交付金の支出根拠となる生産計画の審査や実施状況の確認を県や市町へ求めている。</p>
<p>&lt;農林水産省&gt; 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における実施状況の確認</p>	<p>新たな交付金を創設しないよう要望しているにもかかわらず，19年度から創設されるこの事業は，県を経由せずに国が直接実施主体に交付金を交付する場合も想定されるが，交付金の支出根拠となる実施状況の確認等の事務が課題である。</p>